

妙音院師長「琵琶島伝説」考

今 井 正之助

はじめに

「平家物語」は、妙音院師長が尾張国に流されたことを語るが、師長に恋し、哀れな最期をとげた在地の女性については、何も記すところがない。しかし、悲恋譚は、近世の尾張国地誌類を中心に現在に至るまで、さまざまな形で伝わっている。ゆかりの地名は現在では「枇杷島」と記するのが一般的であるが、楽器の琵琶が重要な要素であり、悲恋譚を「琵琶島伝説」と呼ぶこととする。琵琶島伝説については、榊泰純²⁰⁰⁸や野村潔^{1986・1990}他の発言もあるが、関連資料は膨大であり、これを体系的に整理し、生成過程を明かしたい。

伝説に分け入る前に、まず触れておきたいことがある。清水真澄²⁰⁰⁴は、「尾張国には、師長の父、頼長の旧領であった櫛江荘があり、治承三年に師長の配流先に尾張国が選ばれた理由の一つ」であり、清盛側が「それ相応の配慮をしたもの」とみなしている。また、鬼頭勝之²⁰⁰⁷は、師長は追放刑に処せら

れたのであって、尾張に「配流」されたのではない、「師長の家人藤原孝道が尾張守であった」ため「尾張の国に居を定めた」のだと主張している。

両氏の主張は一考に値しよう。しかし、櫛江荘は「愛知県海部郡佐屋町・弥富町・立田村一帯」(平凡社『岐阜県の地名』三六六頁。現在は一宮市の一部)。その近辺に配されたのならばともかく、尾張西端の櫛江荘と東部の井戸田とはかけ離れている。孝道の父孝定も尾張守を任じており、師長周辺に尾張と縁があったことは確かであるが、ともに在任期間は特定されていない。少なくとも孝道の任尾張守は鎌倉時代のことであろう。磯水絵²⁰⁰⁸の紹介する『教言卿記』の所伝のように、孝道が師長に付き従っていた可能性はあろうが尾張守であったわけではない。鬼頭のいうように、記録類には「関の外に追越され了んぬと云々」(玉葉)「一月十八日条」、「流浪」即被「追出宮城」(「公卿補任」治承三年)とあり、「尾張に配流」と記されているわけではない。しかし、治承に先だつ安元三年1177、白山事

件の当事者として加賀守であった藤原師高が、同じ尾張にこちからは明確に「配流」されている(『玉葉』四月二〇日条)。「平家物語」は師高の配流先を「尾張国ノ配所井土田」(延慶本等。覚一本「井戸田」とする。井戸田はやはり「配所」であったとみるべきであろう)。

上村喜久子⁹⁾は、「…平治の乱後の尾張は、平治元年二月の平頼盛に始まり平氏一門の国司が相次ぎ、在庁官人にいたるまで平氏一色に塗りつぶされていたことが、頼朝拳兵時の情勢に示されている。」と指摘しており、『愛知県史 資料編7 古代2』2009の付表を参照すれば、治承三年当時の尾張守は清盛妻の弟、平時忠の男時宗(十一月一八日任。一月時点では平知度が確認されている)である。一2に述べるように、師長の帰洛が清盛の死後ようやくかなっていることから、師長が尾張の井戸田に落ち着くことになった背景には、清盛の配慮ならぬ、強い意図をみてとる方が妥当と思われる。ただし、その意図が何に由来するものかはわからない。この点は伝説に関わる事項として今後の究明にゆだねたい。

一、琵琶島伝説の発生と源平盛衰記

さて、確認できる限りでは、琵琶島伝説が文献に記された最も早い事例は『犬著聞集』(椋梨一雪編著、天和四年(1686)序)の一節と思われるが、さらにどこまで溯ることができるのであ

ろうか。そこに浮上するのが「源平盛衰記」(以下「盛衰記」)の存在である。

一1. 「井戸田」という地名

覚一本巻三「大臣流罪」は、尾張国というのみで配所の地名を挙げていない。「鳴海潟塩路遙に遠見して」と配所の様子を述べ、熱田参詣を語るから、おおよその見当はつくが、琵琶島伝説同様、「尾張国井戸田」という具体的な地名を示すのは延慶本・長門本・盛衰記のみである。

一2. 師長の尾張滞在期間

師長の帰洛について、覚一本巻六「嗔声」は、養和改元(治承五年七月一四日)に際しての大赦により、基房、資賢らと同時期であった、とする。実際には、資賢は治承四年七月一三日に赦され(『玉葉』「山槐記」)、基房は治承四年二月六日に帰京したが(『尊卑』「基房公伝」、師長は、治承五年閏二月四日の清盛死後の三月(『玉葉』三月二七日条。具体的日時は不明)に帰洛している)。

屋代本・四部本等には帰洛記事が無いが、盛衰記は「治承三年二流サレ給テ、同四年二召返アリト」と、治承四年に帰洛できた、と記す。盛衰記が明快であるが、延・長・盛の三本には、「或夜」の熱田参詣に引き続き、「神無月廿日余」に「宮路山」山中の瀧で弹奏したところ、水神が影向し、帰京が間近である

と告げ、実現した、との記事がある。愛知県に関わる宮路山の所在地は尾張ではなく、三河である。「東海道赤坂の宿の西の、標高三六一メートル」(「延慶本全注釈 第二本」五〇〇頁。現在の愛知県豊川市)のその山は、井戸田からは直線にして四〇km近く離れており、簡単に遊山できる距離ではない。榊泰純1975・1980がいうように、本来は土佐配流時の話であった可能性が高い。しかし、延・長・盛三本にあっては、宮路山も尾張にあり、熱田、宮路山と奇瑞が積み重なり、治承三年一月の配流からちようど一年後の一〇月末に帰洛が叶った、という設定であるとみなされる。

本稿で問題にする尾張の師長伝承もまた、治承四年の帰洛をいう。師長の帰洛が実際には治承五年であることは、野村潔1986も指摘している。

一 3. 師高尾張配流と誅殺

津田正生「尾張地名考」(尾張国地名考。文化二二1986年成)は、

是は加賀守師高が故事を師長卿に付会せらるものなり。新著聞集・新統故事談などには遊女とせり。是亦好事家の嘘文なり。師高も井戸田に配流の武者なり。師高、萱津の駅の遊女に相狎て互に睦びしが、師高兄弟当国小熊へ今は美濃に入るに於て討死せし時、敵方師高が首を梟にかけて川岸に曝しけるを、かの遊女請受て厚く葬りし事、源平盛

衰記かやらんに見へたり。此事を混同して、師高を師長公とし、阿佛尼の琵琶を白菊の琵琶とし、遊女を村雲の長が女に取なし、剩此姫年長て伯母御前と仇名を得たれば、葬りたる所をも伯母塚といひしを小塚塚と訛る、などさまく付会たる。みな妄誕なり、惑ふべからず。

と、琵琶島伝説は、師長に先だつて井戸田に配流された師高の故事を下敷きとして生まれたものだ、という。

琵琶島伝説が「付会」「混同」したものでどうかはさておき(師長と在地の女との結びつきは師高譚に求めなくても、貴種流離譚の定型であろう。↓おわりに)、師高の存在はたしかに重要な問題である。安元三年三月に師高が尾張に配流された後、六月に、鹿谷隠謀が発覚する。首謀者藤原成親とその一味西光らが捕縛・処分され、西光も師高も尾張で殺される。師高の配流と殺害を「平家物語」諸本は次のように記す。

寛一本

○同二十日、花山院權中納言忠親卿を上卿にて、国司加賀守師高遂に闕官せられて、尾張の井戸田へながされけり。目代近藤判官師經禁獄せらる。(卷一「内裏炎上」)
○嫡子前加賀守師高、尾張の井戸田へながされたりけるを、同国の住人小胡麻郡司維季に仰てうたれぬ。次男近藤判官師經禁獄せられたりけるを、獄より引出され、六條河原にて誅せらる。その弟左衛門尉師平、郎等三人、同く首をは

ねられけり。(卷二「西光被斬」)

延慶本第一本卅九「師高等被罪科事」

○加賀守藤原師高解官シテ尾張国へ可被配流之由被宣下。

其状云…(長門本卷二もほぼ同文。盛衰記卷四)。

○目代師経ヲバ備前国府へ被流ニケリ。(延慶本全注釈一)

五九六頁が指摘するように、この一文は延慶本のみであり、事実に近いが、配流先は備後が正しい。) (延慶本第一末廿三「師高尾張国ニテ被誅事」)

延慶本第一末廿三「師高尾張国ニテ被誅事」

西光ガ嫡子前加賀守師高、同弟左衛門尉師親、其弟右衛門尉師平等、追討スベキ由太政入道下知シ給ケレバ、武士、尾張国ノ配所井土田へ下テ(中略)師高首ヲバ、小熊郡司取テ六波羅へ献ル。(長門本卷三もほぼ同様)

盛衰記卷六「西光父子」

西光法師ガ子息ニ加賀守師高、左衛門尉師平、右衛門尉師親兄弟三人ヲバ、依「山門之訴訟被流」尾張国タリケルガ、当国井戸田ト云所ニ在ケルヲ、為追討武士ヲ被差下。(中略)師高、師平、師親、兄弟三人思切テ振舞ケレ共終ニ叶ズ、惟長ガ為ニ被誅ケリ。

盛衰記を除く『平家物語』や記録類(『百鍊抄』安元三年六月九日条等)では、尾張に居て討たれたのは師高のみである。

現在では所在が確認できないが、『尾張旧説』(山本格安編、寛延二年1749序)、『張州志略』(享保から寛政頃活動した富梁堂吉兵衛編)、『張州府志』(松平秀雲編、宝暦二年1752)、『尾陽雜記』(次節)、『尾張名所図会』(岡田啓・野口道直編、天保一五年1844刊)など、近世の地誌類は井戸田近辺に師高・師平・師親の「三塚」があったという。この三塚伝承は、明らかに盛衰記に拠って成立したものと見える。

上述1. 2. の徴証と併せ、同じく『平家物語』ゆかりの琵琶島伝説も盛衰記を機縁として生み出されたものではなからうか。三塚伝説を伝える資料はいずれも近世中期以降の編述であり、琵琶島伝説とは区別して考えるべきかもしれないが、師長琵琶島伝説の起こりは『源平盛衰記』の流布した近世初期である可能性を提唱しておきたい。

二、『尾陽雜記』の編者と成立年代

前述のように、文献の上では『犬著聞集』(天和四年1684序)が早い事例と思われるが、『尾陽雜記』は元禄元年1688に没した水野貞信の編著であるという説があり、『犬著聞集』に先行する可能性がある。したがって、琵琶島伝説の系統的整理に際して、まず『尾陽雜記』の編者・成立年代の検討をおこなう。ちなみに、『犬著聞集』に先だつ地誌『尾張大根』(別書名・尾張名所記、尾張名所筆のまよひ。二巻。専隆編。寛文一二年

1672成)には「下十三 清洲」「下廿四 井戸田村八幡付亀井志水」等の項があるが、師長関係の記述は見られない。尾張藩関係の地誌編纂が本格化するのには、一七〇〇年代の半は近くになつてからであり、元禄一年1698九月に、三代藩主綱誠が編纂を命じた「尾張風土記」も、綱誠の急逝により実現していない(張州府志・解題による)。

二. 「尾陽雜記」編者説

これまで、本書の編者として名の挙げられている人物は四人いる。ただし、『名古屋市史』学芸編1915八八頁に「寛文十二年、専隆といへる人に尾張大根(一名尾張名所記)の著あり、同じく寛文の頃、水野金兵衛遠守は尾陽雜記を著はし」とある。「水野遠守」は不審。「市史」索引に「遠守」はなく、「水野金兵衛(守俊) — の著書 〇八八」として上掲頁を示す。一方、記述内容にいう「寛文の頃」であれば、守俊ではなく、水野貞信が該当する。

したがって、以下、水野遠守を除いた三人を、没年の古い順にあげる。

水野金兵衛貞信

津田正生(安永五年1776、嘉永五年1832)の著した、『尾張国地名考』(文化一三年1816成)「題言」には「尾陽雜記十三冊水野金兵衛貞信隨筆」とある。「補訂 尾張著述家綜覧」(編輯

兼発行者 太田正弘。平成一七年。初版昭和五九年)によれば、貞信は「通称金兵衛・友右衛門・半四郎 生没万治元年目見、元禄元年1686六月九日没」。

勝野郷右衛門良盛

尾三郷土史料叢書『尾陽雜記』(編纂兼発行者 山村敏行、昭和七年九月)解題は、「著者は世に水野守俊と伝えられて居るけれども、さうではないといふ意見もある」として、奥村本の貼紙に「尾陽雜記は、崇厳院様(高須侯義行)勝野親郷右衛門に被仰付編述せられしも半途にして止み雑駁なる書なり云々」とあることを紹介している。崇厳院は、美濃国高須藩初代藩主(明暦二年1656、正徳五年1715)。その死去が編述を「半途」で終わらせる結果をまねいたと思われる。「勝野親郷右衛門」とは、養子の良柯も郷右衛門と称し、親の郷右衛門(良盛)の意であろう。『士林沂洄』(名古屋叢書統編一九)勝野系図に「奉仕于 義行主一領二百石。享保十三年正(イ十)月十九日致仕」と載る。没年は享保一三年1728以降。ちなみに同系図によれば、兄良雄は享保四年1719、弟良詮は元禄七年1694に没している。

水野金兵衛守俊

守俊関連の資料は後掲。『尾張著述家綜覧』は「通称金兵衛・民部 生没宝暦四年1754、天保六年1835十一月七日

〔八十二〕と記す。

二、新著聞集との関係

右の三者のうち、水野守俊に近い世代の津田が、金兵衛守俊ではなく、金兵衛貞信の名をあげていることが注目される。しかし、「尾陽雜記」には、水野貞信はもとより、勝野良盛の没年もおそらくは降ると思われる記事がある。たとえば、巻八「先駆町御奉行」は「源敬公御代 慶安三寅年ヨリ始」として、歴代の奉行名を連ね、「同九（宝曆九） 卯 寺西藤左衛門／内藤喜左衛門」に至り、同巻「押乗御先手頭」の列記も「同九卯十七日雨降り八ツ時天氣晴ル、十八日相渡り 安藤吉左衛門／兼松内藏 飛乗」に及んでいる。

したがって、「尾陽雜記」は、仮に、水野貞信あるいは勝野良盛によって、その原形が作成されたものであるとしても、追補が加えられた現在の形は宝曆九年〔1763〕以降に成ったこととなる。

その場合、「尾陽雜記」の師長譚は「新著聞集」に拠ったものである可能性が浮上する。両者の記述は酷似しているのである。「尾陽雜記」巻九卷末には、「尾州琵琶島土器の里」の後、春日井郡松川戸村が小野道風の生地である旨の記事を挟んで、以下の記事がある。

尾州生死川讚談橋

秀吉公小田原北条退治の時、堀尾銀助として生年十七歳にな

る人、かの手に駆むかひ討死しける。その母、独の子を前に立て、かなしみの余に、菩提の爲として尾州熱田の町の中に流る、川に橋をわたしける。是を生死川讚談橋といふなり。

この記事もまた、「尾州琵琶島土器の里」と同様、「新著聞集」巻六に収載されており、「新著聞集」と完全に同文である。「堀尾銀助」との表記も、「新著聞集」寛延二年刊本（西尾市岩瀬文庫蔵本）を確認するに「堀尾銀助」とある。しかし、「堀尾系図」（統群書類従第七輯上）に、吉晴次男「某 堀尾金助／天正十八年庚寅月日於相州小田原戦死」とあり、「新訂寛政重修諸家譜」第一一、堀尾可晴（としはら）の子に「某 金介 天正十八年六月十二日小田原陣にしがひ、かの地をいて死す。年十八」とみえる。また、「尾張名勝志」「尾張志」「尾張名所図会」等、尾張藩の地誌類も、いずれも「堀尾金助」とする。「金鱗九十九之塵」巻九七が、「新著聞集」を引用しながら、堀尾の名のみ「金助」と改めているのも、併せ引用する、裁断橋の「擬宝珠銘」（二種）に「堀尾金助」「堀尾金助公」と表記されているからであろう。

以上、「新著聞集」と「尾陽雜記」との関係は動かしがたく、「尾陽雜記」が「新著聞集」「勝蹟篇第六」（全国各地の旧蹟由来譚を収録。尾張藩関係は「土器野」と「讚談橋」のみ）を資料収集の一助とした、と判断する。

二、水野守俊の事績

「尾陽雜記」著者候補の残る一人、水野守俊については、細

野要齋「諸家雜談」三（安政三年丙辰正月至六年己未六月）に以下の記事がある。引用は、名古屋叢書三編第一二卷一七六頁。名古屋叢書第二二卷「感興漫筆」三八五頁もほぼ同様の記事である。

○白鷗伝 梅居（今井注：野口梅居）に聞て記す。丙辰（注：安政三年）十二月八日夜。

前津に白鷗と云好事者あり。古器古書等を多く蔵す。この人の伝を尋るに、美濃竹が鼻の人也。初年、野郎となりて京に在りしが、真言宗の僧にうけ出されたり。後僧となりて、三州鳳来寺に住し、其後、府下の鶏葉師にも居しが、官に請て、持戒清浄なる事能はずといふて、還俗す。妻を娶り、妾をも外宅に住せしむ。その妾の兄弟は（兄か弟か未詳）水野金兵衛の子孫なり（水野金兵衛は、元禄年中の人、本府に仕へて七百石を領す。勇を好み刃傷の事に仍て、家絶ゆ。その遺書遺物は、子孫に伝へてこの頃迄在り。質物としてありしと云。此者、博徒にして放蕩なり。先世の遺物、質物にありしが、白鷗これをうけ出したり。此内に武具を初め、糸譜・古記録等もあり。これを謀の本として水野藤兵衛へ本府の世臣なり。金兵衛は藤兵衛の本家なりと云）へ出入し、金兵衛の子孫なりと偽る。藤兵衛これ信じて、官に訴へて一家を再興せしめんとす。こゝに於て自ら水野金兵衛と改称し、暫く藤兵衛の家来分となれり。歿してよりは三十年ほどになるべし。其子、御勘定所の吏たりしとも聞り。

梅居は此人と親し、梅居が宅へもをりく來たり。此人より買得たる古印その外四五品の古物ありと云。
（頭注 水野金兵衛、姓は源、名は守俊と自書す。梅居の屏風に粘したるを見る。戊午正月廿七日）

白鷗、「尾陽雜記」を著す。又駒屋某へ駒源と称す。蘭所と号。と謀りて、宇治橋の断碑を得てその余を統て、これを刻す。この事、「群書一覽」の末に、法帖の部に委し。白鷗、大般若經の古写本を京師に得たり。この事、「大般若經校異」に載たり。（中略）「大般若經校異」中にいふ、白鷗が得たる神龜の写本は、本町十一屋へ金五兩に質物にしたりと、白鷗自ら話すと梅居云。

白鷗（梅居にきく所）白鷗、（大般若經校異に如此しるす）未知孰是。

以上皆、丙辰十二月八日夜、野口梅居にきく所也。其夜記す。

右によれば、「水野金兵衛守俊」とは、妾の縁から水野家の遺物を手し、金兵衛貞信の子孫を詐称したものであると知れる。守俊の経歴・事業全般に「うさんくささ」がつきまとうが、文物に目が利いたようであり、「水野守俊見聞録」という著述もある。同書（名護屋市鶴舞中央図書館蔵自筆本による）は、諸国の「古物雅器」「名所旧跡」等の見聞を記した、横中本の小冊子で、たとえば一〇丁表には次のような記事がある。

△尾州井戸田村二古き書写之大般若經有之と云。弁慶ノ

書写トモイヘリ。其時代成物歟。三宅儀仙ノ咄也。(句読点は今井)

守俊が「尾陽雜記」の編著者である可能性は十分にある。一方、貞信は「勇を好み刃傷の事に仍て、家絶ゆ」(上記記事。また、「士林浜涸」。「藩士名寄」。「貞享五辰六月九日暮六ツ。前川澄平左衛門御長屋江、金兵衛參、咄候内ニ打果、双方相果」という事件を起こしており、この手の人物が長きにわたって書物・文書ととり組む凶はあまり考えがたい。また、「尾張著述家綜覧」は、貞信の編著に「尾藩視聽合記」(尾陽視聽合紀と同じか)・「竜泉寺古記録」(天和二成、活・東春日井郡誌九四七頁)をあげる。「総覧」は「尾藩視聽合記」と記すが、「尾藩世記」「引書目」には「尾陽視聽合記」とあり、これが「尾陽視聽合紀」をさす可能性はより高いだろう。しかし、「尾陽視聽合紀」「琵琶島土器の里」の項目は「尾陽雜記」を引用したものであり、「尾陽雜記」の編者を検討する際の資料にはならない。「竜泉寺古記録」は、該寺の「十度花会」の由緒を記すものであり、貞信にもそれなりの筆力はあったと思われるが、短文であり、地誌の類を編纂する関心と能力とが貞信にあったことを裏付ける資料にはなりえない。

以下は憶測であるが、守俊が自らの編著である「尾陽雜記」を、古めかせるために、「先祖」たる貞信の編著である、もしくは、貞信の「遺物」を基にしていることを吹聴していたのではなからうか。「尾張国地名考題言」の貞信著者説もそのあた

りから生まれた可能性を推してみるのである。

三、師長琵琶島伝説の種々相

はじめに述べたように、琵琶島伝説はさまざまに変容している。女性の素性の変貌が最も目に付く点であるが、身を投げる際に師長形見の琵琶をどのようにしたのか(琵琶を「抱いて」入水したのか)、身を投げた場所はどこか(川、池)、といった相違もある。また、この伝説から「琵琶塚」「琵琶島」という地名が発生したというのであるが、地名の起こりを師長琵琶島伝説以外に求める資料もある。さらに、琵琶の名を「白菊」と伝える資料が多いのであるが、同じく師長ゆかりの楽器とは伝えるものの、琵琶島伝説(悲恋の女性)とは結び付けない伝承(熱田社への奉納)もある。第6項では本来別個の伝承である「小袖塚」が琵琶島伝承に取り込まれている様相をみる。

以上の点について、影響関係にある資料を系統的に整理しつつ、提示していく。

- 1、女性の素性
- 2、「琵琶を抱いて」
- 3、身を投げた場所と地名伝承
- 4、「琵琶塚」「琵琶島」の由来を師長以外に求めるもの
- 5、「白菊の琵琶」の来歴と行方
- 6、小袖塚との習合

なお、資料紹介の意味をこめて、代表的な資料の当該記事をそのまま掲出しよう心がけた結果、煩雑な記述となっていることをお断りしておく。引用に際しては、適宜句読点、濁点、「」等を施した。

各資料の頭に付した1、46の数字は、本稿末尾の資料一覧の通し番号。※印以下の行文は稿者（今井）のコメントである。

三1. 女性の素性

※師長ゆかりの女の素性については、遊君・遊女とするものと配流地周辺の土地の娘とするものがある。「遊君」「遊女」から「横江何某の娘」となり、横江氏の系図が形作られるとともに、娘の名前も「槐（かい）」または熱田の長の娘「葛姫」と具体化していく。この他に「遊女白菊」「菊女」「愛妾小袖前」とするものがあり、前二者については、三1. IV①で言及する。後者の「小袖前」は、師長琵琶鳥伝説とは異なる由来を持つものようであり、三6であつかう。

I 犬著聞集 遊君

1 犬著聞集卷第一〇〔棕梨一雪著 天和四年(884)序〕

琵琶鳥之事

太政大臣師長、尾張熱田の東、井戸田村に左遷なごされれしが、帰洛の時、浅からず契り玉ひし遊君、あまり御なごりをおし

み参らせ、土器かわらけ里迄立送り奉りしを、哀れとや思召れけん、手馴させ玉ふ琵琶を御形見に残し置玉ふを、遊君は猶おもひしたひ奉りしが、世をうき事と思ひつ、けて、

四つの緒のしらへにかけて三途川しつみはてしと君につ
たへよ

一首の歌をびわのかうに書付、あたり近き川に身を投、むなく成侍りし。無きからを尋ね求めて、琵琶とともに塚に筑こめし。【夜毎に琵琶をしらへる音しけるとかや。】是より其所をば、びわ島と号し侍りし。

又土器の里といひしは、むかし紅葉（東北大本「古葉」）かはらけを作りし所にて、国の名物にて貢物に伝へ奉り侍りし所とかや。【其所も今はかわらけ野とて、科有人を刑罰の場に成侍りし。世の末にはかく計り替り行くものにや。】

II 犬著聞集とその系列 (イ) 新著聞集 遊君

※「新著聞集」が「犬著聞集」に拠っていることは、詞章の細部の一致からも確認できる。ただし、II以下には、「犬著聞集」に「I」を付して表示した部分が受けつがれていない。この変化の意味するところについては、「おわりに」で論述する。

10 新著聞集〔椋梨著・神谷養勇軒編、寛延二年1799刊〕

勝蹟篇第六 ○尾州琵琶島土器里

太政大臣師長公、尾州熱田の東、井戸田に左遷し、帰洛の時、契りたまひし遊君、名残を惜み、土器の里までおくりしを、哀れとや思召れけん、手なれさせたまふ琵琶を形見に残し置たまふ。遊君猶こひしたひ奉りしが、世をうき事とおもひつゝけて、

よ 四つの緒のしらべにかけて三途川しづみ果しと君に伝へ

一首の歌を琵琶の甲に書付て、あたりちかき川に身を投、空しくなりし。なきがらを尋もとめて、琵琶と、もに塚につきこめしより、琵琶島と名づけし。

又土器里といひしは、むかし紅葉といふ人、土器を作りし所にて、国の名物、貢物に具へし所とかや。

11 尾陽雜記

卷九 尾州琵琶島土器の里

太政大臣師長公、尾州熱田の東、井戸田に左遷し、帰洛の時、契りたまひし遊君、名残を惜み、土器の里までおくりしを、哀れとや思召けん、手なれさせたまふ琵琶を形見に残し置たまふ遊君君なをこひしたふ奉りしが、世をうき事と思ひつゝけて

よ 四つの緒のしらべにかけて三途川しづみ果てしと君に伝へ

と一首の歌を琵琶の甲に書付て、あたりちかき川に身を投、空しくなりし。なきがらを尋求て、琵琶と共に塚につきこめしより、琵琶島と名づけし。

又土器の里といひしは、むかし紅葉といふ人土器を作りし所にて、国の名物貢物に具へ奉りし所とかや。

27 尾陽視聽合紀

※引用省略。卷九尾州琵琶島土器の里には「雜記九卷末」と注記があり、尾陽雜記の引用であることを示している。

Ⅲ 旧説拾遺物語とその系列(1)

遊女(一部)愛妾(女)

※次に掲出する「旧説拾遺物語」記事の()内は、「犬著聞集」「新著聞集」ともに無く、「旧説拾遺物語」が新たに補った表現である。傍線のうち、直線は「犬著聞集」と共通する表現、波線は「犬著聞集」「新著聞集」のいずれとも異なる表現である。

【犬著聞集】と共通する表現(直線)は、「新著聞集」とは別の箇所であり、「犬著聞」という典拠表示のとおり、「犬著聞集」を直接の典拠として、新たな表現を加えた著述である。したがって、「旧説拾遺物語」は、

Ⅱ 犬著聞集とその系列（口） 旧説拾遺物語

と表示すべきであるが、後出の資料に大きな影響を与えており、新たに項目を立て、Ⅲとする。

2 旧説拾遺物語（井沢蟠龍（長秀）著 宝永六年1709刊）

○尾張、国琵琶島、事

（治承三年一月、）太政大臣師長公、尾張国熱田の東、井戸田に左遷ひだりうつのとき、（彼所にて、）浅からず契り給ひし遊女（ありしが、同四年に、師長公帰洛ましくけるに、遊女）、御余波ナゴリをおししみ、土器里カハラサト（といふ所）までをくり奉りしを、あはれとやおほしめしけむ、手なれさせたまへる琵琶を記念に（とて）残し置せ給ふに、遊女は恋慕の情やみがたく、世をうきことと思ひつ、けて

四つの緒のしらべにかけてみつせ川しづみはてしと君につたへよ

と、琵琶の甲に書付て、かたはらなる河に身を投て、むなしくなれり。（其後、所の若ども）なきからをさがし出し、琵琶とともに塚としぬ。それより、此所を琵琶島と名づけし、といふ。犬著聞

3 尾張名勝志（伊董（伊藤）随庸著、享保七序1722）

卷之三 春日井郡 古跡 名所

琵琶島 今枇杷島作木篇非也。（中略）枇杷字、風俗通曰

「近世家所作、不知誰也。以手、枇杷いちじく因以為名。犬著聞集云 治承三年己亥十一月、（中略）それより、此所をびはじまと名付しと云り。

※「犬著聞集云」というが、実際には「旧説拾遺物語」を直接の典拠とする。

4 塩尻（天野信景著）卷之三十三 宝永（1704-1711）

○妙音院の相国師長公、治承三年の冬尾張国へ移らせましましける。明る年帰洛の時、此頃馴まゐらせし遊女、名残りをしがりて土器の里迄慕ひたてまつりし。召つれさせたまふもはかりやありけん、これより帰させたまひしが、琵琶を御かたみにとらせけり。彼女いと恋ひまゐらせしが其琵琶の甲に

よつのをのしらへにかりてはつせ川しづみはてしと君につたへよ

と書て、其ほとりの川に身をなげ死にけり。村里の民哀れがりて彼琵琶と、もに埋れてはかなき跡をしるしなどせし、其所を琵琶島とよぶ由、犬著聞集に記せし。按ずるに川とは今の庄内川歟。へ篠城と柏井との両庄の内より流る、故庄内川といふ。今は枇杷島とこそ書はべる。彼塚はいづくに有や、尋ぬべし。く

※塩尻も「犬著聞集に記せし」というが、「遊女」「治承三年」「明る年」などの表現から、これも「旧説拾遺物語」

の影響下とみるべきであろう。なお、「塩尻」巻七一および「塩尻拾遺」は二三付。〈びわ塚・おば塚（小場塚）を語る資料〉に掲出する。

6 新続古事談〔井沢蟠龍長秀著 元文二刊 1737〕

※引用省略。『旧説拾遺物語』にほぼ同文。

7 尾張名勝地誌〔山本格安編、享保・元文1736-1741の比〕

卷之下 凡名地 枇杷島

春日井郡の中なり。昔太政大臣師長公、(中略)よつて此地を見つけて琵琶島といふ。今枇杷島と書。

※やや表現を異にするが、「遊女」「恋慕の思ひ」などの表現から『旧説拾遺物語』の影響下。

12 尾張旧説〔山本格安編、寛延二年1749序〕

※引用省略。「犬著聞集曰」とは始めるが、以下は『旧説拾遺物語』に同文。

13 張州志略〔富梁堂吉兵衛編〕

卷之九春日井郡琵琶島村

※引用省略。「犬著聞集二曰」とは始めるが、『旧説拾遺物語』に同文。ただし、引用末尾にへ或云、此塚古在小田井邑西。今号スル小場塚村其地也。とという割り注

あり。なお、「小場塚村」の「村」字左に「新田」と傍記がある。

15 煙霧綺談〔西村白鳥輯、林自見校。安永二年1773刊〕

卷之二「堀家女自害付遊女・采女・かしく坊辞世」のうち妙音院師長卿、治承の比尾州に居したまふ。帰洛の時愛妾に琵琶一面与へたまふ。彼妾離別を悲しみ淵に身を投没す。其時一首の和歌を詠ず。

四ツの緒のしらべにかけて三ツ瀬川沈み果しと君につたへよ

是より其所を琵琶島といふ。

※簡略な記述であり、「愛妾」とするが、「治承の比」という年代を示す点から『旧説拾遺物語』の流れを汲むものと判断する。

16 尾張雜記〔不明、明和・安永頃1760-1780〕

※引用省略。「○犬著聞集曰」とは始めるが、『旧説拾遺物語』に同文。

18 張州雜志〔内藤正參(東甫)編、寛政元年1780赤林信定序〕

第九二 春日井郡 枇杷島村

或記三云、此所ヲ琵琶島ト称スル事犬著聞集ニ有ト。彼書二曰、「治承三年十一月、太政大臣師長公、(中略)夫ヨリ

此所ヲ琵琶島ト名付シトナリ云云。」

※「」内は『旧説拾遺物語』に同じ。

21 尾張名陽図会〔高力種信著 文政年間(1818-1828)〕

卷之七△琵琶島之由来(絵略)

治承三年十一月、太政大臣師長公、尾張国熱田の東、井戸田に左遷し。帰洛の時、彼所にて、浅からず碧玉ひし遊女、御余波をおしみ、土器里といふ所迄送りしを、哀とや思召れけん、手なれさせ玉ひける琵琶を記念にとて残し置せ玉ふに、遊女恋慕の情止がたく、世を憂きことに思ひつめ

四つの緒のしらべにかけて三途川しづみはてしと君に
伝へよ

と琵琶に書つけて、かたはらなる河に身を投むなしくなれり。其後、所の者共、なきからをさがし出す。琵琶ととも、塚をしめ、夫より此所を琵琶島と名づけしといへりと云云。尾張名所志・遠火奇談・犬著聞集に此文見也。或云、此女は師長公の妾なる由をも書けり。

※基本は『旧説拾遺物語』により、一部『犬著聞集』の表現も取り込んでいる。

22 尾張志

(深田正韶撰、中尾義稲・岡田啓編。天保一四(1843)年成)

○春日井郡 琵琶塚

小場塚村にあり。犬著聞集又新統古事談に、「治承三年十

一月、太政大臣師長公、(中略)それより此所を琵琶島と名づけしとなむ記せり。」村の名を小場塚といへるは、御琵琶塚の転じたる事といへり。

※「犬著聞集又新統古事談に」というが、「」内は『旧説拾遺物語』に同じ。

26 金鱗九十九之窟

〔桑山好之編、天保末年1830、弘化[1844、1848]頃〕

卷八六 城西之部 春日郡 枇杷島村

〔犬著聞集〕

「尾張国琵琶島は、治承三年己亥十一月、太政大臣師長公、(中略)それより此所を琵琶島とぞ名付しとかや。」治承四年より今弘化五申年迄、凡年数六百六拾九年に成る。

※(遊女)ではなく(女)と記す等の小異なるが、「」内は『旧説拾遺物語』にほぼ同じ。

33 市譜

市譜二 府下町統之部 一 春日井郡山田庄枇杷島村

伝に云、「治承三年己亥十一月、太政大臣藤原師長公、(中略)夫より此所をびはしまと名付るとなん。」或云、かの女を埋めて塚をなし侍りしは、今のおば塚村也と。

※「」内は、「旧説拾遺物語」にほぼ同じ。

Ⅲ 旧説拾遺物語とその系列 (2) 張州府志の系列

遊女

※ここでは、「旧説拾遺物語」影響下の著作のうち、「張州府志」およびこれに拠る著述を一括する。この系列の特色は、女が「遊女」である他、「琵琶を抱き」「池」に身を投げたとする点である。「琵琶を抱き」という記述は、**5**「塩尻拾遺」・**9**「尾張国名蹟略志考」にもあるが、それらは「川」(9)「琵琶島河」に身を投じている。

「塩尻拾遺」および「張州府志」影響下の諸資料(20)「尾張徇行記」、**22**「尾張八丈」、**31**「感興漫筆」の記述については、三三付「びわ塚・おば塚(小場塚)を語る資料」であらためて取り上げる。

14 張州府志〔松平秀雲編、宝暦二年1752〕

卷一 春日井郡 陵墓

【琵琶塚】在小場塚村。相伝、治承三年十一月、太政大臣藤原師長公、左遷於当国井戸田時、有遊女得寵。公、量移、帰洛時、遊女惜別、追到土器野里。公留琵琶爲信。遊女不堪哀慕、詠歌曰、

四の緒のしらべをかけて三瀬川沈み果ぬと君に伝へよ

即抱琵琶投身池中。其他見在。郷人憐之、築墓葬之。名其墓曰「琵琶塚」。今日小場塚者、琵琶之音訛也。事散在山川及津梁下。

Ⅳ 清音寺「白菊の琵琶来由」とその系列 (1)

土地の娘 (横江氏娘)

※「白菊の琵琶来由」から、女が遊君・遊女ではなく、在地の有力者(長)の娘とされる。ただし、**24**「尾張志」(天保一四年1835成)春日井郡「清音寺」の記載には「この寺、太政大臣師長公に仕へし遊女白菊が故事の由緒あるよしいひ伝へし」、**25**「尾張名所図会」後編卷之三、春日井郡上「琵琶塚」に「師長公を恋慕して、空しくなりし菊女」とある。これらによれば、「白菊の琵琶来由」の誌された寛政一〇年1798の後にも、一部に「遊女」とする説が残っており、清音寺は二様に言い伝えていたことになる。しかし、**21**「尾張名陽図会」(文政年間1818~1838)は「白菊の琵琶来由」の説を引き、「遊女白菊」については触れるところがない。「白菊」「菊」の名はともに琵琶の名称に由来するものであり、「尾張志」の記述には何らかの混乱があると思われる。

なお、これ以前の資料では、**9**「尾張国名蹟略志考」(佐分清円著、延享二年1755)に「師長所携琵琶ヲ白菊ト云トゾ」とある以外、琵琶について語るところは少ないが、この

「白菊の琵琶来由」の所説が**21**「尾張名陽図会」・**25**「尾張名所図会」に採録され、以降、遺品の琵琶の名は「白菊」として定着していく。(→35。「白菊の琵琶」の来歴と行方)

26 金鱗九十九之塵（金鱗九十九の塵）「白菊の琵琶来由」（寛政一〇年誌）

横江何某の娘

卷八五 ◇東枇杷島村

○松峰山清音寺 禅宗曹洞派 三ツ淵正眼寺末

薬師如来略縁記（↓後掲）

白菊の琵琶来由

古往、高倉院の御宇治承年間、太政大臣藤原師長公、当国井戸田の里へ流されさせ給ひ、鳴海潟汐路に見やり給ひて、朗月を望み、浦風に嘯き、琵琶を弾じ、和歌を詠じ、月日を送り給ふ。彼処に横江何某の娘容顔美麗なり。かの脚に馴染まらせ、浅からぬ中とぞなり給ふ。あるとき（中略）『平家物語』卷三「大臣流罪」に由来する記述。師長熱田社参詣、琵琶を弾じ朗詠。宝殿震動。大臣感涙を流されける。同四年帰洛ましましけるに、かの女御別れを惜み、土器の里といふ所迄送り奉りしを哀とや思しけん。守本尊薬師如来と、手馴れ給へる白菊の御琵琶を、（中略）御記念にてて残し置せ給ふ。かの女、恋慕の情やみがたく、世に憂こと、思ひつけて、

四つの緒の調べもたえて三つ瀬川沈み果しと君に伝へよと琵琶の甲に書付、島地に来り、傍なる川に身を投て空しくなる。其後、ところの名をも琵琶島といふなり。女のなきがらを葬りて、一字の精舎を営み、清音寺といふ。（下略→34（2））「從三位治部卿経清」の関与）に掲出）寛政十年戊午秋九月 松峰山清音寺 現住比丘 法周叟誌 ※神泰純1978に掲出の「白菊の琵琶由来 清音寺蔵」と対校した（■は「金鱗九十九之塵」になく、傍記のうち□□は榊翻刻では□と表示されている）。

21 尾張名陽図会（高力種信著 文政年間（1818～1838）

卷之七 △松峰山清音寺

〈中興開山〉正眼廿三世久岩和尚。往古は天台宗にて曆世古し。折々洪水の為に堂宇退転しけるを後に、久岩再興有りて一寺となる。然るに近年縁起出来、其文に曰、「治承三年十一月太政大臣藤原師長公当国井戸田に左遷之時、寵愛の女有之。井戸田之里横江何某の娘也。同四年、師長公帰洛の節、別をおしみ土器野といふ所まで送り奉りしが、御形見として守本尊の薬師如来と手馴し白きくのびわを残し置せ給ふに中略傍成る川に身をなげて空なる。なきがらを塚としぬ。夫より所の名を琵琶しまといふ。妾のため一室を営、薬師如来を安置し奉り、琵琶を寺に納め、寺号清音も琵琶に依て付名、始は天台宗にて其後禅宗とも成

25 尾張名所図会

候に、応永年中大地しん大水の節伽らんゆりくづし 中略
享祿二年禪（并方）性岩見和尚只今の所へ引移す」云云。

〔岡田啓・野口道直選、小田切春江画。天保15年1844刊〕
卷之二 愛智郡

枇杷島（琵琶島とも書けり。川の東を東枇杷島といひ、川の西、問屋町より二ツ萩までをすべて西枇杷島といふ）

往昔師長公井戸田の里に謫居し給ひし時、**里の長横江何某の娘**に馴れ初めさせ給ふに「公井戸田の里に謫居し給ひし事実は、井戸田の条下に譲りぬ、公帰洛の期に及びて、御別を深く惜み奉り、当所の西なる土器野里まで慕ひ参らせしかば、公も哀れに思召し、守本尊の薬師如来と、年頃手馴れさせ給へる白菊の琵琶とを、御形見にあたへ給ふ。しかるに生別却て死別にまさるの理にして、彼女悲歎に堪へず、世を憂き事に思ひ、頓て吾身を恨みつ、一首の和歌を書き残し、側なる池に身を沈め、終に空しく成りにけり。へ此池のあと今に島となりて、枇杷島川の堤ぞひに其旧姿を存し、琵琶池と称す。又同西の方小場塚村に、琵琶塚とて森林の内に古塚あり。是彼汝が死骸を埋みし塚なりとぞ。按するに枇杷島の称は、いにしへ此地に枇杷など多かりしに起るならんか。しかるに彼女白菊の琵琶を抱き、猶ほ離情に堪へかね、こゝなる池に身を沈めしより、其他を琵琶池といひ初めしに、枇杷・琵琶の音便も通へば、好事の者多く琵琶文字を用ひしも

のなるべし。

※前半は**21**「尾張名陽図会」、後半は**14**「張州府志」の影響を受けている（琵琶を抱き）「池」。

（中略）

琵琶島の古事（絵略）

横江氏の娘、師長公に別れ奉りしあとにて御形見の琵琶に離恨をこめ

よつの緒のしらべにかけて三ツ瀬川沈み果しと君に伝へよ

と一首の和歌を残して溺死せり。故に琵琶池、琵琶島の称こゝに起る。委しき事は琵琶島の条に譲りぬ。

35 愛知県西春日井郡誌（西春日井郡教育会編纂、明治四三年）

里の豪家横江氏の女

IV 清音寺「白菊の琵琶来由」とその系列 ②

彼邑の長横江某なる人の娘（生前「姨御前」と通称）

※「姨御前」は通称であつて、女の名前ではない。この点が次の（3）と異なる。三三（びわ塚・おば塚（小場塚）を語る資料）に、「白菊の琵琶来由」の「横江何某の娘」が習合したのも。**39**「愛知縣傳説集」の記事は、「小場塚弁財天縁起」を略記したもの。

30 小場塚弁財天縁起（嘉永七年1824刊）（→本文は三三に掲出）

IV 清音寺「白菊の琵琶来由」とその系列（3）

土地の娘（横江氏娘「槐」。入水せず）

※横江氏系図（「城北金城村横江八郎の所藏経文の裏書系図」）。40「校報堀田郷土史」に図版がある。同書は「西区堀田町十五番地横江八郎氏」と紹介）は娘の名を「槐」とすること、自害することなく、剃髪して尼となり、建長六年に没した（享年九〇歳）とする点に特色がある。横江氏の「系図」が形作られると同時に、娘の名前も具体化したわけである。野村潔1996は、「かい」の由来を、槐女すなわち「大臣と関わりがあった女」の意を後世「槐」という名の女」と誤解したとみている。

掲出した「市史」の他、37「尾張国愛知郡誌」、38「西春日井郡誌」、40「校報堀田郷土史」、45「名古屋区史シリーズ」、瑞穂区の歴史」、46「瑞穂区誌」にも紹介され、近代では広く知られた説である。昭和四三年四月に建立されたという43「市寸島社（小場塚弁財天）碑文」も「井戸田の豪族横井左近之進時景の娘「かい」と刻している。

36 名古屋市史（名古屋市役所著・発行 大正四年）

風俗編 伝説 一一 藤原師長（中略）

城北金城村横江八郎の所藏経文の裏書系図には、横江左近之進時景（肥前守維将孫）故ありて、永暦元年、伊豆国より当国に來り、井戸田の子丑の方半里程奥の山林に居住し、剃髪の後入道光深と号す。暦仁元年に卒す。其女槐、永万元年正月生る。治承三年、師長の愛妾となり、（時に十五歳也）同四年師長歸洛の時、阿弥陀の小像と法然上人六字名号とを賜はる。後剃髪、仏門に入りて尼となり、流泉尼と称す。邸内に寺を建て、右の仏像を安置す。長江山願王寺（正慶三年兵火の為に焼失せり）と号す。師長の長女横江の江を取りて山号とせり。建長六年九月十五日卒す。槐女の兄時秀家を継ぎ、子孫今に連綿たり。井戸田の地に妙音松と云へる古木（周囲一丈三尺、樹の高十五間）あり。横江氏の子孫、記念の為に、其樹下に祠を建て、之を姫宮と称せり。（後略）

IV 清音寺「白菊の琵琶来由」とその系列（3）

土地の娘（熱田の長の娘「葛姫」）

※「琵琶物語」にはいくつかの問題点（「大納言師長卿」「師長公」の混在。女の《道行き》の地名は名古屋開府以降の街並みを意識しているように思われること）があるが、師長と娘のなれそめを詳細に語り、悲恋物語がたどりついた完成形といえるであろう。

「葛姫」という名の由来については、鬼頭勝之2007が「古

今和歌集」の「恋人の心変わりを責める歌」である「秋風の吹き裏返す葛の葉の恨みてもなほ恨めしきかな」（八二三番平貞文）からの創作である、としている。類歌は多いからこれに限定できないかもしれないが、妥当な見解であろう。

「琵琶物語」の《道行き》の地名（下記*）を簡単に注記しておく。「小栗の街（街道）」は、井戸田を通り、清須方面に向かう鎌倉街道の別名（愛知県文化財保存振興会編「愛知の史跡と文化財」1983等参照）。説経「小栗」に因む呼称で、むろん師長当時にその名は存在しない。「古き渡り」は現名古屋市中区古渡町、「紫川」は現在の中区若宮大通り辺りを西に流れ、堀川へ注いでいた。「上宿」は西区城西、「名古屋遷府（慶長年間）の際、諸国より集まった人夫が宿泊した所（平凡社「愛知県の地名」一一七頁）。「東岸居士の墳」は「旧跡堀越村、宝林寺境内」（3「尾張名勝志」）他。現在、西区南堀越町。

28 琵琶物語（弘化二年1845刊）

抑琵琶川の旧話は、往古、大納言師長卿、関官の執意に依り、不慮に平の清盛が為に讒奏せられ、勅勘を蒙り、尾張の国井戸田の郷に左遷の身となり、九重花に遠ざけられ、配所の月を詠め、いと侘しくぞおはしける。或夜、師長の君、「罪なき身のかゝる鄙のいぶせき伏屋に零落たるこそ悲しけれ。頓て、勅免ありて、再び皇都に上らん事を祈らん」と、

熱田の御社に詣つ、神前に躑躅、京師より将来せし白菊の琵琶を弾じ、身の科なきを語り歎き、「再帰洛なさしめよ。」と、余念もなく社おはしける。愛に、熱田の長、権大夫貞景の娘女なる葛姫、是も縁にし結ばん事を祈らんと、神前近く来かゝりけるに、田舎にあらざる容貌、聞しに馴れぬ琵琶の音のいと優しくぞ思ほせしや、召具したる乳の人をもて、「いかなる人や」と訪しむるに、師長卿、琵琶弾とぞめ、「我は都のものなるが、よしなき人に讒せられ、井戸田の里に左遷て候」と涙ながらに答らる。聞にひとしく葛姫は、「斯やんごとなき御方の、成果給ふ事の痛わしさよ」と、俱に袖をぞしほりけるが、「妾が父は、此所の長にして、世に頼もしく情の道の深ければ、此よし告て、御身の上、暫しが程をも養ひ貰ひ参らせん」と、師長卿を誘引て、館へ帰り、父母に斯の次第を告しかば、師長卿も俱々に、便なき身を歎かれしかば、貞景夫婦素よりも、仁心厚きものなるに、ましてや雲の上人の、鄙に下りし御身の様を、笑止惟量けん、「君御勅免ある迄は、いかにともして養ひ申べし。必心置玉ふな」と、いと頼もしく申ければ、師長卿は、龍の水得し心地にて、喜び給ふぞ理なる。斯て、師長卿は、長が許にぞ養はれ、井戸田の配所の侘住に引かへて、破懐せし衣は脱捨て、新たに裁切る綾の袖、芒々たりし黒髪も、梳（梳）り揚たる公卿の風、都に替らぬ身と成給ひ、朝な夕なは、葛姫の附添参らせ、御心慰め仕ける。妹背の神の御前にて、始めて会せし其時

は、唯ただ仮かり初はつの情にて、零こぼ落れ給たまひし御身をば救すくひ申まをさん而の己みなりしかど、葛姫今の想おもひには、賤ししき長の息女にて、かゝる気高き御方に、契ちぎりをこめんは及およばねど、せめてとおもふ心より、焦こる、胸むねは熱田の浦の、藻汐もしほ焚たく火ひにことならず。夜寒の里の添ぞ臥ふは、友呼ともよぶ千鳥に等なしくて、言ことひ出す事も口なしの、花に露もつ風情にて、おもはゆげにぞ見えにける。師長公も、葛姫が思おもひにあまる情なさけのそぶりさつしつ、岩木にあらぬ心より、一首をなん、

我わがおもふ心のほどはしら菊の琵琶の音色ねいしにあるべき物を斯か詠ぎじ、葛姫に贈り、其身みは琵琶に倚より、おもひの丈だけを章句しょうこに結び語ことられける。葛姫感かに打絶うちたて、取とりあへず、

雲井より宿りし君の月景げいに漂たふ浪なみのよるかたぞなき

斯返かへし歌をなしてさし出だける。其手てをとりて師長公、「扱さは御身みも同じ思おもひにや」と、互たがひに不破ふの関越せきて、わりなき中なかとなりにける。かゝる所に、京師きやうしには平家追討へいけあひうの宣旨のたまひあり。是に依よて、清盛の讒奏せんそうにて左迁させんの人々召返まへかへさる。其一人、大納言師長公配所、尾張おわりなる井戸田いどの村長むらぢやうへ、勅免下りし由告ゆあかければ、聞きにひとしく師長公、飛立と立た思おもひにありながら、是まで貞景夫婦の情、葛姫の契ちぎりさげなく見捨みすれられじと、長が夫婦に永々ながしく、養やしなひ受うし恩おんを謝あやし、懇こに暇ひまを告あげ、復また葛姫の始はじめより、ひとかたならぬ情にて、配所けいじよの難義なんぎを凌しのぎつ、また其上そのかみに外ほかならぬ、閨いんの縁ゆかりにしの中なかなれば、「名残なごりおしくは候まうへど、一ひと卜ま先都まづへ上ありし上、迎むかへ取

べき音信おとづれせん。先夫せんたふ迄までの形見よ」とて、常に手馴てなし白菊しろきくの琵琶びわを遺のこし、綾あやの袂たもとを振切ふるきて、皇都みやこをさして上あられける。葛姫は、越方えちかたの君が契ちぎりかざしを、思おもひつゞけておはせしが、「君御帰洛きみかへの其上そのかみで、迎むかへとるべくのたまへど、花の都の上はなに、妾めかけごときの見るかげも、はしたなき身みは余所あまになし、御心みこころ変かりもあるやらん。其そのなき内に此方こなたより、御袖みそでに縋すがり参まらん」と、娘心のあどなさにて、其夜深そのよこきに紛まれ出で、形見の琵琶びわをかき抱かかぎ、(＊小栗の街こもぎをたどりつ、＊古き渡りをそこはかと、裔せまもつる、藤袴ふじはこ、＊紫川むらさきがわを渡りこえ、世々に残のこせる名古の里、心も脚も磯谷いそやの、松のもとにぞぞいで、暫しばし休やすひ「さらばよ」と、気は＊上宿の町はづれ、君はあなたへ蛙橋かき、二世を頼たのむの観音寺、都の空は中々に、＊東岸居士とうあんこしの墳つみ越こて、此川このがわ辺べにぞいたりしが、「なふく其舟そのふねわたしてたべ」と、呼よはる声こゑのやさしさに、其品そのしん艶えん打見うちみやれば、年は二八にやちの若桜わかざくら、蒼あおの花の振袖ふりそでに、琵琶びわを抱かかへし片手かたてには、襖たもと高々たかたかとかい取とり、踏ふみも習なはぬかちはだし。舟長ふねぢやう不審ふしん思おもひてや、「其風俗そのふうぞくにていづくへ行いく。身みいかなる人。」と尋たずられ、「妾めかけは熱田ねつたの何某なにがしが娘むすめ、かやうくの訳ゆゑに、君を慕こふて都の方みやこのかたへ上あるもの」と聞きて、舟人ふねぢやう申まをやう、「都は是より遙とほにて、三十余里さんじゆりの行程いんぎやうに、美濃みのう・近江路ちかえちの山嶮やまし。殊ことに野伏のぶし・山賊さんぞく多く、若き女の独旅ひとりたび、其形そのかたち振ふるで中々に、都へ行事ぎやうじ難たがければ、思おもひとゞまり、其公そのきみの音信おとづれあるを待給まちたまへ」と、さも真実まことに諫いさける。葛姫は思おもひせまり、進すすめば賊党ぞくどうの患うれひに逢あひ、生恥なまぢさらす

事も憂く、帰れば独りおもひ死、「いかゞはせん」と暫しが程、泣沈てぞ有けるが、涙ながらに一首をなん、河原の砂に書ちらし置ける。其歌に、

四つの緒のしらべも絶て三ツ瀬川沈みはてぬと君につたへよ

斯詠じ、「篋の琵琶は君にぞ」と、抱きしめつ、川岸に立出て、あはやと見る間に、無慙やな、逆巻立たる流水へ、ざんぶとこそは飛入て、身を投て社失にける。哀はかなき次第なり。其亡骸は、琵琶と共に流れ止りし所を琵琶洲といひ、琵琶島・琵琶川・琵琶橋は、其時よりの故名にして、其屍を葬りし地を琵琶塚村と号く。いつ頃よりか言なして、今なん小場須賀村と呼ぶ。其しら菊の琵琶こそは、菩提のために、此琵琶島なる松峯山清音寺にぞ納まりて、今に其名を残しけるとなん。

琵琶物語終

こたび、公に願て、琵琶橋の四方に夥しく桜を植しめ、繁華の地を開かしむるにより、琵琶の故事を編りて、世の人々に知らしむるものならし。

弘化二年巳弥生月

画工 青陽堂景山／識者 松鶴庵芦風／尾州琵琶島橋詰 板元玉華堂

三2. 「琵琶を抱いて」

※「琵琶を抱き」という表現は、5「塩尻拾遺」にはじまり、14「張州府志」影響下の諸資料（20「尾張御行記」、22

「尾張八丈」、31「感興漫筆」および、28「琵琶物語」の

「篋の琵琶は君にぞ（思ヒナサン。形見ノ琵琶ヲアノ方ダト思オウ）」と、抱きしめつ、川岸に立出て…（一）内

は引用者注記

などという描写にも及んでいる。42「新編 愛知県伝説集「虹と黒潮」も「形見の品を抱いて」とする。

琵琶を抱いては身を沈めるのに手間取るであろう、という悪い冗談はさておき、歌を書き付けられた琵琶は、後に残つて女の想いを伝えなくてはならない。「犬著聞集」以来の「一首の歌をびわのかうに書付、「あたり近き川に身を投げ」という表現は、「」部分に「履き物ノ傍ラニ」琵琶ラソツト置イテ…」などの表現を当然のこととして含んでいよう。

5 塩尻拾遺 卷四一（天野信景は享保一八年〔1736〕没）

※該当記事は三3付、《びわ塚・おば塚（小場塚）を語る資料》に掲出。

9 尾張国名蹟略志考（佐分清円著、延享二年〔1745〕

井戸田村並琵琶島

愛智郡井戸田村ハ熱田東也、春日部郡枇杷島村ハ名古屋へ日

本紀名籠屋、西一里外也、治承三年太政大臣師長公井戸田莊二左遷ノ事ハ、詳ニ源平盛衰記ニ誌シ、又此時厚田社ニ來テ琵琶ヲ法樂有シ事ハ、世尊寺伊夜鶴庭訓鈔ニモ見ヘタリ、考公卿補任、師長公ハ宇治左大臣（号悪左府）頼長公次男、号妙音院、妙音ハ出琵琶乎、又兔道大政大臣ト稱ス、母陸奥守守信雅女、治承元年三月五日任大政大臣、同年四月一日從一位、同三年十一月十七日解官追放京洛外、同年十二月十一日於尾張国出家、法名理覺、盛衰記ニ所誌大同小異歟、今井戸田村ノ内其旧地アリ、肖像ナド謂者後人ノ附會ナリ、師長配居之間一嬖妾ヘ左注「ヲモヒモノ」アリ、公帰洛ノ時授琵琶其別意ヲ示ス、女亦其離袖ヲ悲ミ、土器野里ニ恋慕來リ、遂ニ彼琵琶ヲ懷抱（ハグ）テ琵琶島河ニ沈ム、其和歌ハ犬著聞集ニ誌（小瀬甫庵作云）、師長所（ウラ）携琵琶ヲ白菊ト云トゾ、（後略）

14 張州府志〔松平秀雲編、宝曆二年(1752)〕

※本文は **III** (2) に掲出済み。

三3. 身を投げた場所と地名伝承

※「犬著聞集」以下多くの資料は、女が師長と別れた場所を「土器野」とするから、身を投げた場所は土器野にほど近い、庄内川西岸ということになろう（表記は、「川」または「びわ島川」であるが、**4**「塩尻」巻三三がいうように、庄内川と考へざるをえない。本稿末尾の付図に表示した「新川」は江戸

時代に開鑿された人口河川である）。資料 **III** (2) にあげた **14**「張州府志」およびその影響下の資料では「池」に入水しているが、「琵琶池」の地名が存在するのも土器野に近い、庄内川西岸である。

28「琵琶物語」のみは、師長が都に去った後、思いに耐えかね其夜深くに家を抜け出ており、ふたたび師長に逢うことは叶わなかった。（夜が明けて、であろう）「東岸居士の墳」（現・名古屋市西区南堀越）を越えた川辺にいたり、身を投げているので、これは庄内川東岸ということになる。ところが、「琵琶物語」も屍を葬った場所は「琵琶塚村」、今の「小場須賀村」（小場塚村）であり、これは庄内川西の地である。

さて、ここからが問題である。以下に示すように、女を琵琶とともに葬った塚を「びわ塚（琵琶塚）」と称し、さらに、**①**御琵琶塚が転訛して、**②**幼児が年長者である、葬られた女を「姨」（おばさん）と呼んだので、**③**女が生前「姨御前」と呼ばれていたので、**④**「おば塚」（小場塚。現在の呼称は「コバツカ」とも称し、村名ともなった、という伝承がいくつかの資料に語られている。塚には弁財天（本来は女の像という説も）の小祠もある、という。この祠は、清須市西枇杷島町宮前町に小場塚弁財天（市寸島社）として現存する。「琵琶塚」の起源については異説（↓三4「阿仏尼」。三6「小袖塚」）もあり、伝承の真偽は不明であるが、「塚」は現存し（場所は「里」の内で移動しているらしい。↓三4）、師長ゆかりの琵琶にち

なんで、「琵琶塚」また転じて「小場塚」という地名が生じた、という説明そのものには無理がない。

しかし、「大著聞集」など多くの資料は、琵琶ととも亡骸を埋葬したことから、その所を「びわ島」と呼ぶようになった、といっているのである。

「塚」のある「西枇杷島町」は、明治三二年一〇月に下小田井村と小場塚新田村が合併して誕生した。その後、平成一七年七月に清洲町・新川町と合併し、清須市となり、平成二二年一〇月に清須市と春日町とが合併し、新たな清須市が生まれている。「西枇杷島」の呼称は、江戸時代後期の地誌類にすでに現れており、**25**「尾張名所図会」巻二に「枇杷島へ琵琶島とも書けり。川の東を東枇杷島といひ、川の西、問屋町よりニツ枵までをすべて西枇杷島といふ。」とある。しかし、**24**「尾張志」春日井郡「下小田井村へ琵琶島橋の西なる里にて、中小田井の南西につゞけり。南の方美濃路通にて町屋長し。俗に西琵琶島といふ。名古屋より西一里あまりにあり」とあるように、「西琵琶島」は通称であり、東側（現名古屋市）が古くからの「琵琶島」であった。南北朝期以降の史料においても、下小田井の地は「於田江庄南方」「於田江西保」などと称されていたようである（日本歴史地名大系「愛知県地名」平凡社、一九八二）。

前述のように、女が身を投げたのは、土器野に近い、西枇杷島側の河畔であらうし、亡骸を葬った塚も西枇杷島の地である。東岸に身を投げたと思われる「琵琶物語」も埋葬地は「琵琶塚

村」としており、（東）枇杷島にある清音寺の旧跡地も「琵琶池」であるという。伝承の中核は琵琶塚（小場塚）にある。西岸に身を投げ、葬ったのが、なぜ東岸の「琵琶島」の地名を生み出すことになるのか。

また、亡骸を琵琶ととも葬ったことが、なぜ琵琶「島」という地名を生み出すことになるのかも不審である。つまりは、「琵琶島」の地名が先に存在し、師長琵琶島伝承は後からの付会である、と考えざるをえない。

「琵琶島」の地名が何に由来するのかは、わからない。**44**「にしびの文化財第三集 地名考」によれば、

1. 庄内川の中島（名鉄本線鉄橋から国鉄鉄橋にかけての位置にあつたが昭和三三年にとりはられる）の形が琵琶の形に似ていることから
 2. 昔、この地に枇杷の木が多く見られたとするもの
 3. 藤原師長と娘の悲恋物語伝説から
- この三説があるというが、三説の中では、1が琵琶「島」の由来としてはもっとも説得力がある。

三三付 《びわ塚・おば塚（小場塚）を語る資料》

4 塩尻 卷之七一 享保（1716-1736）

○琵琶橋の一里許り外に「琵琶塚」といふ所あり。此所は師長の妾が橋に掛おきし琵琶をうづめし所とかや。

5 塩尻拾遺 卷四一

○或人間、「昔妙音院の相国（師長）尾張配流掃洛の時、一女名残を惜みて土器の里まで慕ひけるに、相国も憐みまひて御琵琶をかたみに賜ひしが、彼女その琵琶を抱て川に身を投て死けるを、所の者一堆の塚にこめて「びわ塚」と称しけるといひつたふ。其塚いづれの所ぞ」と問。曰「今びわ島川の西、土器野の東北の方にをば塚新田と云所有へ其庄やはびわ島町に居す。其地一塚あり。これを「おは塚」と呼、これ古への①びわ塚を呼び訛るとかや」へ右琵琶塚の説は犬著聞にみへたり」

14 張州府志〔松平秀雲編、宝暦二年1752〕

※ 20 「尾張御行記」、22 「尾張八丈」、31 「感興漫筆」は「府志」にほぼ同じ。

卷一 春日井郡 陵墓

琵琶塚 在小場塚村。（中略。IIIに掲出）名其墓曰

琵琶塚。①今日小場塚一者、琵琶之音訛也。事散在山川及津梁下。

18 張州雜志〔内藤正參東甫編、寛政元年1789赤林信定序〕

第八八 春日井郡（第九二にも同様の記述あり）

小場塚新田（新村）小田井莊 自府内乾二里十町。（中略）

「犬著聞集」云、太政大臣師長公ヲ思慕シテ琵琶島川

ニ身ヲ沈タル遊女ノ死骸ヲ葬リタル塚一有ル故ニ、
オバ塚 オバ塚ト号スト云。へ或人曰、②和俗幼尼、崇長女曰嬢」

（※「」は私に付した。「犬著聞集にいうところの塚」が有る故、という構文）

旧址

琵琶塚

琵琶塚、説犬著聞集並旧説拾遺物語出ツへ琵琶島村下誌」

天野氏塩尻云、「或人間、是古、ノ琵琶塚ヲ呼誤トカヤ。」〔塩尻拾遺〕引用）

里民云、「彼、女ノ遺体ヲ葬リシ塚トテ上ニ一小社有シヲ、後ニテ弁財天ト云崇シガ或僧見テ此像形ヲ弁財天非ズ、仏工誤リ造ルナラント。依テ里民改ムベシトテ其木像ヲ弁財天ノ像ニナセシ」ト也。按ルニ、此其女ノ像ニテアリツラメ。旧タル木像ナリシトゾ。可レ惜哉。

24 尾張志

〔深田正韶撰、中尾義稲・岡田啓編。天保一四1823年成〕

○春日井郡

琵琶塚

小場塚村にあり。犬著聞集又新統古事談に、「治承三年十一月、太政大臣師長公、（中略）『旧説拾遺物語』に

〔同文〕それより此所を琵琶島と名づけしとなむ記せり。村の名を①小場塚といへるは、御琵琶塚の転じたる事といへり。

25 尾張名所函会

〔岡田啓・野口道直選、小田切春江画。天保一五年〔824〕刊〕後編卷之三 春日井郡上

琵琶塚へ小場塚村にあり。村名の①をばつかは、おびは塚の転じたるなりといへり。治承三年師長公を恋慕して、空しくなりし菊女が慕じるしなり。夫より六百七十余年を経て、塚の形もなく、寂寞たる森林となり、彼菊女が琵琶と共に師長公より得たる、守本尊の弁財天の小祠あり。嘉永七年寅の夏、村中より拜殿・鳥居を造立し、本社は福井檢校再造し、又門人と共に、拜殿にて平曲を奉納せり。此時彈ぜし治承といへる琵琶は、治承四年の文字ありて、下小田井矢橋氏の藏なり。其むかし師長公の撥音を聞きなれ給ひし御神の、鄙の宮居に鎮座ありて、絶えて久しき琵琶の音をおもはず聞き給ひしは、神も納受ありしなるべし。

30 小場塚弁財天縁起〔嘉永七年〔854〕刊〕

◇「尾張国春日井郡小場塚村琵琶塚辨財天縁起」

※ 32 「連城亭隨筆」卷六にも「春日井郡琵琶塚弁財天」を載せる。

当村に鎮まり居ます弁財天の由来を尋奉るに、頃は人王八十年代高倉院の御宇治承三年、太政大臣藤原師長公、(中略) 去程に横江氏も、此ところの人々と心を合せ、彼死骸を塚に築き、跡懇に弔ひけり。さてこそ此塚を琵琶塚といひ、琵琶嶋・琵琶池等の名の起る原なりとぞ。又③此女、生前に姨御前と通稱せしより、其塚を「姨塚」といひならいけるが、村名ともなりて永く古蹟を存せり。其後彼女が得たる、師長公の御守本尊なりし弁財天女をかの塚上に勧請し、宮殿巍然と立つらね、常に鈴の音神楽の鼓、社頭に絶ず、神燈は松杉の陰に輝き、四時の禊祭怠らざりしに、治承の頃より今嘉永七年までは凡六百七十余年の星霜を経るままに、盛衰は神仏の上にもましくけるにや、いつしか社頭も廢し、神燈の光もうせて、わづかの小社となり、其旧址とさへ知る人稀になりしは、いと口惜きわざなりけり。(後略) 弁財天の御利益)

三 4. 「琵琶塚(島)」の由来を師長以外に求めるもの

(1) 「阿仏尼」の埋めた琵琶が起りとするもの

8 尾張海那濃利蘇和歌集〔佐分清円編 延享二年〔1745〕跋〕

※18「張州雜志」、19「尾張地名考」も8を引用して
いる。

橋塚

「阿仏尼の東国記」^(一)に云、「卿に別れまいらせぬる後は、物の音たれにか聞へさせん、よしなき業とおもひながら、此琵琶こそ美福門より伝はりて、定家卿のたび給へる物になんあれば、卿もいとうやくしく持なしたひぬ（「たまひぬ」カ）。為氏にゆづらで為相に渡さんもびんなし、とかい負て旅のつれくなくさめけれど、後の世のためともなれと思ひわびて、今ぞ尾張の橋塚の辺りにうづませ、日比書をける經と共に土に永かれと響を伝へ侍るいのるてふけふより後の四の緒のいとなみ果し罪のかぎり
を」

阿仏は但馬守平広繁^(二)朝臣の女なり。初めは安嘉門院にまいられて四条と云、又右衛門佐など聞ゆ。後に藤為家卿にいざなはれて為相など数子あり。為家卿下世の後は髪をおろして、阿仏とは此人の法号なり。統古今集^(三)の哥の詞書にもへおもふこと侍りける比、父広繁、遠江国にまかりけるに、心ならず友なひて鳴海の浦を過るとて、「扱もわれ「誤脱？」なればおもふかたには遠ざかるらん」と詠られし。「東国の記」は此時の口吟なり。永仁年中重て訴訟の事ありて鎌倉に下向の時「十六夜日記」有。其記にもさるよしなど誌れたり。備一時春日部郡土器野里の北に

小場塚新田とかいふなる里の道を行に、道路の東に松の繁れる森あり。歩みよるもゑんならず。見れば小さやかなる塚あり。年経て村竹などすゞろに生たり。塚はちと南北に延て、上に禿倉を立たり。又其側に、なき人のしるしもあり。さのみは年歴たるさまにも見えぬる。所がら似げなきさまなれば、さるやうこそあらめと其佩に過もやらず。力をやりて案内して土人に問すれば、「是はむかし古仏の弁才天とかやの琵琶をうづまれたる所となん。されども今は昔し、其事伝てしれる人も稀なりしに、此里に甚五郎とかや云者、ちと物に心得たるさましたるが、二三十年許前、此弁才天の小祠をうつし崇て、又自らその名の片見とて蘇隴婆をも建たり。或は云、「其琵琶の塚は此里の内、異所にありしを、いつとなく民の手に削れて、今はいづことも其跡だに所定めず」とも申す。我等は元來、世のたつきも違なればしかくの事もしり侍らず」といふ。今おもふに古仏とは阿仏の謬、小場塚もまた琵琶塚の転語にや。しからは井戸田の女が琵琶の事と其事の似て別なるべし。あらまし誌て疑をつたへ侍る。

〔一〕「阿仏尼の東国記」の内容は、「阿仏東くだり」「十六夜日記」に見えない。偽書か。

〔二〕阿仏の「実父母は不明。早く平度繁の養女となる」(日本古典文学大辞典)。「廣繁」(広繁)は「度繁」の誤写であろう。

『続古今和歌集』卷九離別歌のなかに、次のようにある。

おもふこと侍りけるころ、父平度繁朝臣とほたあふ
みのくににまかれりけるに、心ならずともなひて、
なるみのうらをすぐとてよみ侍りける

安嘉門院右衛門佐

さてもわれいかななるみのうらなればおもふかたにはと
ほどかるらん

(2) 「従三位治部卿経清」の関わる伝承

※清音寺の「旧記」「縁起」に従三位治部卿経清なる人物が登場する。**20**「尾張洵行記」の引く「旧記」には師長関係の記載がなく、**1**「内」以下の記載がある。「中古」(応永から永享の間であるから室町時代)、寺を訪れた経清が眼病治療のため誦経したところ、奇瑞があり、鼓・琵琶の曲が鳴り響いた。以来、池を「琵琶池」、寺のあった島を「琵琶島」、寺を清音寺と号するに至った、と。なお、この部分、いくつか不明な点がある。「池」の記述は唐突な感を受けるし、冒頭部分の「曰之清音」と奇瑞に関わる「号清音寺」との関係もよくわからないが、国奉行役所の蔵印「司農府図書紀」を捺す、愛知県立図書館蔵「尾張洵行記」を確認しても活字翻刻に誤脱があるわけではない。

経清は、従三位とあるが「公卿補任」に見えず、架空の人物

か。その場合、眼病を患っていたという経清の「清」は、眼に関わる伝説の主であり盲僧の始祖とも語られる、景清(日本〈架空伝承〉人名事典)平凡社、一四六頁)の「清」と繋がりがあるろう。「経」は誦「経」、「治部卿」は眼病「治」癒の連想から生みだされたとも考えられる。

26「金鱗九十九之塵」の引く「薬師如来縁記」にも、経清が薬師如来に祈誓し、眼疾が癒えた、という記事がある。ただし、この経清記事は琵琶に言及していない。したがって、「旧跡に琵琶池といひ、又琵琶といふ、寺号も又清音といふ」という、**20**「旧記」とほぼ同じ表現は、冒頭近くの傍線部の、師長寵愛の女の記事と結び付けて理解する他ないが、それにしても、文章の位置が不自然である。「薬師如来縁起」は寛文九年1669に誌されたことになっているから、**20**「旧記」にも先行する可能性があるのだが、それならばなぜ、**20**「旧記」は師長による寺の創建にふれないのであろうか。

病が癒えた経清の記事は、薬師如来を本尊とする清音寺の縁起に不可欠であるが、師長と弁財天ならぬ薬師如来との結びつきは必然性が見出しがたい。如来のおかげで師長は無事帰京の日を迎えることができた、とはいえるかもしれないが、女は亡くなっている。師長が寵愛の女を用うために建てたという「薬師如来縁起」の要素は、新たに付加されたものと思われる。

寛政一〇年1798誌という「白菊の琵琶来由」に至ると、経清の記述はなく、師長による創建を中心として、「琵琶島」とい

う地名の由来も、女が「傍なる川に身を投て空しく」なつたことに求めている。寺の由来の基軸を、師長による創建に徐々に移してきたものであらう。

20 尾張御行記〔樋口好古（知足齋）著、寛政四丁卯（一七九二）文政五丁卯（一八二二）〕

春日井郡之部

枇杷島村

（中略）

一松峰山清音寺 明曆二申年建立、正眼寺二十三世久岩和尚開山ナリ。境内薬師如来アリ。

○当寺旧記曰、往古有_レ島、名地連城土。島之裡有_レ寺、曰之清音。于時応永年中大地震、諸堂諸仏没之。古代薬師如来弘法大師之御作靈仏。依_レ之、地下者共小堂建立。【中古従三位治部卿経清東遊之日、到_レ爰、因_レ眼病掛祈。一夜自経読誦之間、高堂変_レ地、島、鼓・琵琶者数曲。以来池名_レ琵琶池、島曰_レ琵琶島、寺号_レ清音寺。皆琵琶所以設_レ之。】旧跡今存_レ之、琵琶島今俗作_レ枇杷島。経清諸願成就作_レ礼、又参詣数年之后、享禄年中焼失、往宝・旧記共存_レ之。其後沙門見公僧境、移_レ辺土、則々構_レ一字茅堂、今彼薬師如来安置、其後明曆二申年、我等今引_レ越枇杷島、万治年中当寺建立也。

26 金鱗九十九之窟〔薬師如来略縁記〕

卷八五 ◇東枇杷島村

○松峰山清音寺 禅宗曹洞派 三ツ淵正眼寺末

薬師如来略縁記

抑当山蚊祭り薬師如来は、弘法大師十方の諸仏に誓給ひ、一刀一札の御作にして、藤原の師長公の守本尊にして、靈験あらたなる尊像なり。当寺は、往昔治承年中太政大臣師長公寵愛の女、当国井戸田の里の長横江何某の娘の為に営む所の寺にして、松峰山清音寺といふ。彼女の法号を清音院松月麗照大姉といふ。（由緒別縁記にあり）始は天台宗にして七堂伽藍の靈場なり。其後応永年中大地震・暴雨洪水のせつ、諸伽藍諸仏薩埵も水災にかゝり流亡し給ふ。其池の中に瑠璃光如来のみ、元の所に現然として残り給ふ。村老・野婦歎喜深く一堂をいとなみ安置し奉る。【或時従三位治部卿経清といふ人、吾妻にくだり給ふ時、眼疾を患ひ給ひ、此堂に入て丹精祈誓したまふに、如来納受やましましけん、暁天に至りて眼疾忽に癒たり。】其後享禄年中此堂焼亡す。如来の尊容灰燼の中に光明赫耀としておはします。此時に当て禅徒性岩見公和尚丹心を起し、今此里へ引移し、旧跡に琵琶池といひ、又琵琶といふ、寺号も又清音といふ、何れも琵琶に依て名附たりと申伝侍る。殿堂再建し、此時下津正眼寺の末派と那る。其後天文中織田信長公この尊容を帰依ましまし、種々の施物を授じ給ふ。中にも当寺裏通りに、田畑数多寄附し給ふ。一今に

如来土といふ字残り。天正元酉年清養庵といふ寺家より出火、清音寺も無住にて類焼す。此とき信長公丹心を垂れ給ふ殿堂・御朱印共に同時類焼す。又旧跡琵琶池は、当村と小田井村の間にありて、号は名のみ残りて島と那る。其後貞享年中、久岩伝昌和尚法地再興してより以来、法基連綿として、香花香燈昼夜にかゞやき、時々供養の為に開扉して、遍く諸人に結縁せしむ。其由来の荒増を記して、後世に残す事しかり。

寛文九年己酉三月正眼二十世天江嫩良誌

26 金鱗九十九之塵「白菊の琵琶来由」

白菊の琵琶来由

(前略) **IV 清音寺「白菊の琵琶来由」とその系列(1)**に
掲出) 同四年帰洛ましましけるに、かの女御別れを惜み、土器の里といふ所迄送り奉りしを哀とや思しけん。守本尊薬師如来と、手馴れ給へる白菊の御琵琶を、へむかし朝鮮の国より三面の琵琶をわたす。其内大きなを師長公■伝給ふ。菊を画きたるを以て名とす。御記念にとて残し置せ給ふ。かの女、恋慕の情やみがたく、世に憂こと、思ひつゞけて、

四つの緒の調べもたえて三つ瀬川沈み果しと君に伝へよと琵琶の甲に書付、島地に来り、傍なる川に身を投て空しくなる。其後、ところの名をも琵琶島といふなり。女のなきが

らを葬りて、一字の精舎を営み、清音寺といふ。はじめは天台宗にして、其後今の宗となる。年を経て、かの琵琶御上に納りぬ。其のち清音の謂を以て、そのうつはの図を写して納置しも、年ふりむしばみ見にくくなりしに、今年はからずも何某のめぐみによつて、岩井正清をして古へ白菊の姿を再写せしめて、当寺におさめられしは、予本懐是に過ず。因て■
■靈瑞和尚筆して名器の木品を書し、予も又としごと法要をいとなみ、かの女の跡を弔ひ、かのうつはを庶人に拝せん事も、かの女■の教養にも成なんとあらましの来由を記し置事、しかり。

寛政十年戊午秋九月 松峰山清音寺 現住比丘 法周叟誌

(*) 樺翻刻には「女」に「松月信女」との傍注あり。

三.5 「白菊の琵琶」の来歴と行方

※師長が尾張に遺した琵琶の行方には、大きく二説ある。

《甲》師長熱田社奉納

※一説は、師長による熱田社への奉納を始まりとする。この琵琶が、尾張家の所有となり、さらに皇室に献上され、現在は、宮内庁三の丸尚蔵館に所蔵されている。二〇一〇年秋には徳川美術館で里帰りの展示がなされた。その図録「尾張徳川家の名宝」(徳川美術館展示図録、二〇一〇)二〇四頁解説に次のようにいう(*注は今井)。

(前略) 琵琶「白菊」は、師長愛用の名器として古来有名な琵琶で、師長が罪を許されて帰京するに際して熱田社に奉納したと伝えられている。琵琶「白菊」は、江戸時代になって所望によって尾張家二代光友の所有となり、替わりに延宝二年(一六七四)に本器を模して作らせた琵琶を熱田神宮へ寄進している^{*)}。この琵琶は、文久三年(一八六三)に尾張家十四代慶勝が孝明天皇に献上し、その後は皇室に伝えられた。近年のライトスコープによる調査によって、腹板内部に「(前略) 権中納言源光義卿^{*)}実藏之琵琶／万治三庚子年(一六六〇)八月日修造(後略)」などの墨書銘が確認されている。本器は、師長の愛器と結び付けられる要素に乏しく、その伝承の真偽については明らかではないが、少なくとも光友以来尾張家に伝来してきた点は間違いない。

*) 『熱田神宮名宝図録』(熱田神宮庁、二〇〇〇改訂再版)

一九九頁に写真・解説あり。本器の捍撥部分は黒皮貼りで白菊の彩色はない。

*) 『光義』は寛文二二年一月朔日に名乗を「光友」と改めた。(徳川諸家系譜)第二)

乙) 師長琵琶島伝説

※もう一説は、師長琵琶島伝説に関わるものであり、こちらはさらに三つの型に分かれる。

乙1) 『犬著聞集』およびその影響下の諸資料は、師長から形見として琵琶を与えられた遊君が身を投げ、遺品となった琵琶を亡骸とともに塚に納めた、として、その後のゆくえについては何も語っていない。塚に納められたまま、ということになるのか。

なお、葬った者は「所の者ども」(旧説拾遺物語)、「村里の民」(塩尻)などとする。

乙2) 23 『袂草』巻四(名古屋叢書八六頁)は、「掘出し」たものが尾張家にある、という。

一たん琵琶島に埋めたり。故にビハ島の名あり。其後掘出したるよしなれば、定めてく尾張家に在るべしと昔御尋ありけれど、知れざりしが、其後御多門に在りて見出したり。

乙3) 清音寺関係の所説は、師長が女を弔うため、清音寺を建立し、守本尊の薬師如来とともに、遺品の琵琶を寺に納めた、とするようである。寺に納められた琵琶がその後尾張家に伝わった、という。

その土地の者によつて葬られたとする乙1)に対して、師長自身による供養をいう点がこの説の要である。しかし、「白菊の琵琶来由」が師長を追い慕った場所を「土器の里」とする点は、乙1)と同じである。「薬師如来略縁記」も、「旧跡」を「琵琶池」としており、清音寺は、室町期の罹災により「今此里(名古屋市中西区の清音寺所在地)へ引移」した、という。「薬師如来略

縁記」が記されたという寛文九年(1669)は、乙1「犬著聞集」(天和四年(1664)序)よりも早いのだが、身を投じた場所を「池」とする資料は、『張州府志』(宝曆二年(1752))以前に他には見られない。「白菊の琵琶来由」以前の資料が琵琶の名を語ることに少ないこともあわせ、遺品の琵琶と尾張家所蔵の琵琶「白菊」との習合は、清音寺周辺で新しく語り出されたものと考えるのが自然であろう。

また、三4で述べたように、清音寺は本来、師長とは別の、経清を中核とする縁起をもっていたように思われることも、この推測を強めるものである。

三6. 小袖塚との習合

※現在の名古屋市中区テレビ塔の南に「小袖懸けの松」の由来」の説明板(平成一〇年一〇月 名古屋中央大通連合発展会寄贈)がある。小袖に関わる「古松」あるいは「塚」の伝承は多岐にわたるが、「甲」師長琵琶島伝説とは無関係の伝説と「乙」師長琵琶島伝説と関わる伝説とに大別される。後者は、小袖塚が「乙A」もともと名古屋の地にあつたとするものと、「乙B」清須が本来の発生地であるとする説とに分かたれる。

「乙A」は名古屋にある事情によって、さらに三種に下位区分されるが、「乙A1」については、なぜ井戸田から土器野への途中で小袖を脱ぎする必要があるのか不審である。「乙B」の「尾張御行記」は「装束の肌着を小袖といふ」と注

記するが、男女の仲の形見として肌着を与えるのは理解できるが、後を追う女が途中で自らの肌着を脱ぐ理由はわからない。「小袖」を肌着ではなく、現在の着物に相当するものとみなすにしても、不思議なことに変わりにない。

「乙A2」は入水地は名古屋の地「小袖川」、「乙A2」であるが、女の出身地は琵琶島伝説と同じ土器野辺り(庄内川)であるが、女の出身地は琵琶島伝説の井戸田近辺ではなく、前津小林の里(名古屋市中区上前津辺り)であり、これは他の資料にはない設定である。

「乙B」も小林の里出身の女とするが、数ヶ月の後、師長と別れた「土器の里」にいたり、入水して果てた、という。この説は総体的には、「乙A」にくらべて、琵琶島伝説に近い。「或人の説」を是とする「尾張御行記」のいわんとするところは、その清須の地の小袖塚が「小塚」の地名を生みだし、清須越えにより、名古屋の地に小塚町の名をもたらし、ということであろう。しかし、清須の小塚町は「清須城の南に位置した」(愛知県地名大辞典「角川書店」)ようであり、琵琶塚のある小塚塚新田とは隔たっている。この場合、二つの塚があつたことになる。

別々に埋葬したとするのは不自然であろうし、「尾張御行記」末尾傍線部を、亡骸と琵琶と衣服の類とを一緒に埋めたゆえ、琵琶塚ともいい、小袖塚ともいう、と解釈するとしても、一つの塚の呼称としてはおかしいことである。

師長と関わる「乙」の説はいずれも不審点があり、小袖塚（小袖懸け松）は「甲」のように、師長とは無縁の伝説であったと考えられる。「甲」を先行する説と見なせば、「乙」の小袖塚発生地が名古屋か清須かという点も、まず名古屋の地にある小袖塚と師長琵琶島伝説との習合がおこり、その不備を解消するために、最終的に清須に発生地を持つて行った。小塚町という地名は清須越えにより、清洲から名古屋に移ったのだが、そのこととは別に、小袖塚伝説を生み出した「古松」そのものは、もともと名古屋の地に存在していた、と考えた方が、小袖塚伝説の錯綜を解きほぐしやすいと考える。むしろ、清須の地にも伝説のもとなる何らかの存在があったと考えることは可能であるが、それを師長と結び付けようとする限り、不審点は解消しない。いずれにせよ、小袖塚伝説は師長琵琶島伝説の広がりの中で、新たに参入してきたものである。

〔甲〕乱世の折、さらわれて行方不明になった女

（師長とは無縁）

17 蓬州旧勝録(2)

イ説二、同所少北の方、谷河加七居屋庭上に古松一株有り。由緒は不知、朔望廿八日毎に神酒を備へける。是先家主よりの申継とかや。是小袖塚也と云。何れの代より何地に長者在り。乱世に長者のひとり女、何国ともなくおそはれ出て其行形をしらず。父母尋さまよふに、是成松に女の小袖

の懸りてありて、其人は知らず。則其小袖を土中に築込て小袖塚とは名付し。師長公の事跡とは別段の事にて、妙音院太臣の時代よりは後の事也とは云。然れども何れか正説にやしれず。（※傍記は鶴舞写本のまま）

21 尾張名陽図会(3)

一説に、いつの比か、兵乱に此辺の人々、爰かしこに免る。軍止て各帰りたるに一人の長者が娘行がた知れず。両親かなしみ尋るところに、かの女が小袖此松にかけありしかば、其松が根に小袖を埋て息女が塚となせしより小袖塚と呼とかや。二説有。いづれ歟是ならん。

〔乙〕師長関係譚

〔乙A〕名古屋市内の小袖塚

〔乙A1〕女が土器野へ師長の後を追う途中、小袖を脱ぎ捨て

ていった古跡

17 蓬州旧勝録(1) (蛙面坊茶町(鈴木作助)編、安永八(1)の自序)

愛妾小袖前

坤 △御城下町々名目起原

小袖塚(鍛冶屋町筋袋町と元重町条間東側)

町医松井寿庵の宅地屋敷内に在り。云伝、妙音院師長公の愛妾たりし小袖の前と云へる女、井戸田の里より土器

野の里へ、師長の帰路を慕ひ行とて、此处に小袖を脱捨し古跡也と云伝。少しの塚形有り。松井氏、小袖塚の記を書いて所持せり。近世、八事山天道宮の境内に千本桜を植んと志願の發す。松井氏は好事の人也。

〔乙A2〕女が入水の時、小袖を木に脱ぎ掛けた古跡

(※入水地は名古屋市内。20によれば小袖川)

20 尾張御行記(1)

〔樋口好古(知足齋)著、寛政四丁792〜文政五丁822〕
名古屋府城志之部 小塚町
小袖塚、小袖掛松、小袖川

是は当町東側中程町屋裏に、高八九尺の塚並に数百年古りたる松一株有、乃小袖掛松、小袖塚と呼する者是也。此塚六十年斗以前、家主角田某壞て平地とす。松樹も近々枝打せしにや、去る寛政六寅年枯て伐取ぬ。然共今亦一株松を植繼て其名を遣せり。小袖塚の由縁を以て小塚町と稱す。

又当町の内本重町筋当町と、久屋町の間今三年坂と云、是小袖川の遺跡の由、悪水落有(此町の名小袖塚の由来を以かく名付るといへ共、(以下、〔乙B〕 20(2))

21 尾張名陽図会(2)

鍛冶屋町通

△小袖松の由来(絵略)

袋町通りと本重町通の間東側の人家の裏にあり。今は古木枯て若木なり。相伝ふ、むかし大相國師長御井戸田より帰洛の御、愛妾御跡をしたひ、なげきに絶かね入水せし時、此木に小袖をぬぎかけし古跡なる由、既にやんごとなき御方の自筆にて此松の記を書いて当町へ賜りし一巻ありといへり。

25 金鱗九十九之窟

卷廿五「名古屋旧記」

小塚町

○小袖塚・小袖掛松旧跡

○小袖川 一名錦川とも云又袂川とも。相つたへて云、此小袖掛松の由来を尋るに、むかし治承の年間かとよみやこよりやんごとなき人のいかなる故や有けん、当國愛知郡井戸田の庄にさすらへ給ひしに、其時前津小林の里より老人のおみな彼君の側女に参りしが、いく程なく君は都へ召帰されたまひければ、この女ふかく御余波を惜みつ、歎きにたへかね、此松の枝に小袖をぬぎかけ、かたはらなる川水に身を投空しくなりしとかや。偕しも故里の人々等、これをき、いと哀れみ、彼女のなきがらをとりあげ、この所に葬りてしるしの塚を築き、小袖を

松にかけて供養し、懇に跡弔ひけるとなん。

○尾張名所図絵には此小林の里より出し一人の側女は横江氏の娘と記せり。

〔乙A3〕入水した女の古郷に、師長形見の小袖を埋めた塚

(小袖を掛けた松)

(※入水地は土器野辺り、古郷は名古屋の小塚町)

24 尾張志

〔深田正韶撰、中尾義稲・岡田啓編。天保一四(1843)年成〕

○名古屋

小塚町

袋町より鶴重町までをいふ。元和元年、清須の小塚村より移せり。此町の東側、商家の裏に、古き塚ありて、治承四年妙音院師長公井戸田より帰京の時、年ごろなれ仕へし女、かはらけ野まで送りまゐりて別れを惜しみつ、水に投じてうせけるよし、犬著聞集に見えたる。其女が故郷なれば、かたみに給はりし小袖をこ、にうづみて小塚塚と呼しといひ伝へ、小袖塚を中畧して小塚町と名づけしもの也、と町方府志(注、尾張徇行記名古屋府城志之部)・徇行記等に記したれど、明証なし。されども此小塚塚といへるは、ふるくよりありし古蹟なりつらむを、はやうこぼちすて、小袖かけ松などいへる古木も、いつしか枯はて、今は三四十年斗り先に植継たる松一本残

りたり。いかなるしるか定かならねどよしありげなる古塚の跡也。

25 尾張名所図会

〔岡田啓・野口道直選、小田切春江画。天保一五年(1844)刊〕

卷之二 愛智郡

小塚塚へ鍛冶屋町通鶴重町の北の東側の商家の裏にあり

横江氏の女、師長公にわかれをしみ奉り、入水して空しくなりしが、公より給はりし小袖を女が母の古郷なれば、此所の松が枝に懸置しとぞ。やがて塚とし、小袖塚と呼び、小袖かけたる松もありしが、いつしか枯木し終たるを、今は三四十年まへに植つぎたる松一木のこりてあはれるなる古塚なり。(※絵は省略)

〔乙B〕清須の小袖塚

(※清須越により、名古屋市内にも小塚町ができた)

20 尾張徇行記(2)

或人の説には清須越の所なれば、清須の支邑小塚分の縁を以て小塚町と名ると也。此説是なる歟。

一治承三年亥十一月、妙音院大相国藤原師長公 勅勘を蒙り玉ひ、当国愛知郡井戸田の里に左遷せられ玉ひしに、程なく勅許を蒙り帰洛し玉ひしに、此程召仕はれし女有て、御別をいたく歎き参らせ、土器野の里まで見送り奉りしが、

召連給ふ事も憚りや有けん、爰にて御暇を玉はり、御篋とて手馴玉ひし琵琶と、御膚馴し小袖（装束の肌着を小袖といふ）賜はりしが、いたく泪にむせびながら、力なく御形見を持って古郷にかへりぬ。彼は小林の里にて、則当所に帰りしが、

兎に角に君の御事忘れがたく、起臥泪に咽びて、御篋の小袖も濡そぼちぬる斗なれば、折節は庵の辺りなる松が枝に掛てほし、又はあたりなる流に下りて、すゝぎ洗ひなどして月日を送り侍れ共、束の間も御事の忘がたく、いかにもして都の方へ慕ひ参らせんとて、御篋の琵琶を抱き、古とし別れ参らせし土器の里まで至りしが、遙かなる山里、女の身にて登りはつべき事もいと覚束なければ、あだし心のやる方なくて、御形見の琵琶の棹に一首の歌を、

四の絃の調べにかけて三瀬川沈み果しと君に伝へよと書付て、其辺りなる川に身を投て、遂にむなく成はせしとぞ。村里のもの哀みて、なきがらと琵琶とを其あたりなる所に埋みけるとなん。夫より琵琶島といひ、彼篋の小袖、其外調度衣服の類を埋みて小袖塚といふと也。

21 尾張名陽図会(1)〔高力種信著 文政年間(1818~1828)〕

卷之三

△小塚町

伝馬町通より本重町通までをいふ。元和四年に清須の小塚と呼ぶ地より爰もとよりに引うつる。町名は清須にありし小塚

といへる字を採て町の名とす。一説には此町内の人家の後に小袖の松といふ古塚あり。是を小塚なりといふは信じがたし

おわりに — 師長琵琶島伝説の生成 —

以上、「犬著聞集」以降、現在に至る伝説の変容の過程をたどつてきた。その過程であらためて浮上してくるのが、庄内川を(井戸田の地からみれば)渡つた先の地にある「琵琶塚」と「土器野」という地名である。

1. 伝説の核 — 琵琶塚 —

師長琵琶島伝説を語る、最も古い「犬著聞集」は「夜毎に琵琶をしらへる音しけるとかや。」「其所も今はかわらけ野とて、科有人を刑罰の場に成侍りし。世の末にはかく計り替り行くものによ。」という記述があることから、「琵琶塚」の奇譚・怪談の紹介が主眼と思われる。「尾張海那濃利蘇和歌集」の異説(阿仏の琵琶)も「琵琶塚」の来歴として語られている。

三三に述べたように、師長琵琶島伝説の中核には、実際に存在し、由来の知れなくなつた「琵琶塚」があるものと思われる。琵琶島伝説を語る多くの資料は、女が土器野まで師長の後を追つた、という。なぜ土器野が重要な土地として語られ続けるのであろうか。女が庄内川東岸で身を投げたとする「琵琶物語」

も、亡骸を葬ったのは、「琵琶塚村」、今の「小場須賀村」（小場塚村）であったという。師長による創建を語り、現在は庄内川東岸の地にある清音寺の「白菊の琵琶来由」も同様である。師長が都に戻るに際して、鎌倉に向かう阿仏尼と逆の道程をたどったようなコースをたどったとすれば、その途上の地である可能性はあるが、中世以前の土器野がどのような土地であったのか、地名そのものもどこまで遡りうるのかは、よくわからない。したがって、庄内川西の場所のうちなぜ土器野でなければならなかったのか、という問いに対する解答は保留せざるを得ないが、庄内川西の地であることが引きおこす問題を指摘しておきたい。

女が該地でようやく師長に追いついた、というのではない。土器野まで「立送り奉」ったのである。なぜ川を渡った先の地が別離の場所なのであろうか。渡し舟を利用するような大きな川に至ったとき、見送る側は川の此岸に留まるであらう。ちょうど、駅の改札口、あるいは改札口をともに通ったとしてもホームで去りゆく人を見送るように。

女が師長とともに川向こうの地（土器野）までやってきたのは、別の言い方をすれば、琵琶島伝説が女を土器野まで導いてきたのは、伝説の核・発生源である「塚」が川を渡った先の土地にあったからに他ならない。したがって、「琵琶島」ならぬ「琵琶塚」（小場塚）の伝説が本来の姿であった、と考える。

2. 奇譚・怪談としての出衆

『大著聞集』の編者椋梨一雪は貞門の俳諧師であり、寛文一二年1672、延宝元年1683には名古屋に滞在しており（井上敏幸1980）、そうした折に、師長琵琶島伝説を耳にしたものであろう。『大著聞集』の記事が耳にした伝説をそのまま採録したのかどうかは、『大著聞集』全体の分析が必要であり、『大著聞集』の特質からの判断はしばらく措く。しかし、

四つ5の緒のしらべにかけて三途川しづみはてしと君につたへよ

という、琵琶の甲に書き付けたという歌の内容（琵琶よ、浮かばれない私の想いをあの人に伝えておくれ）からは、「夜毎に琵琶をしらべる音しけるとかや」という展開が導かれて当然なのであって、琵琶の音を語らない、『大著聞集』以外の文献に改変の手を認めるべきであらう。また、上記の名古屋滞在期は、藩の刑場が土器野に移されてまだあまり長い年月がたっていない頃である。「世の末にはかく計り替り行くものにや」とは、むろん椋梨の感慨ではあるが、本来の琵琶伝説には含まれていなかったとしても、椋梨に伝説を語り聞かせた人物は「その女が後を追ってきた土器野という土地はね」と必ずや付け加えずにはおられなかったであらう。

佐分清円『尾張国名蹟略志考』（延享二年1745。該当記事は三2に掲出）が『大著聞集』を引用し、女の遺した和歌を「犬

著聞集二誌（小瀬甫庵作云）と注している。小瀬甫庵（永祿七年1563生、寛永一七年1640没。一説に寛永七年。『国書人名辞典』）の作という説は他には記載がないが、甫庵は琵琶島伝説に関わりの深い尾張国春日井郡の生まれ（『国書人名辞典』）であり、古活字版を刊行してもおり（『平家物語大事典』「保暦間記」の項）、注目すべき説である。

第一節で述べたように小稿は、師長琵琶島伝説の発生には『源平盛衰記』の流布が関わっていると考えるが、同書慶長古活字本の刊行は慶長年間（慶長一〇年1605以前。川瀬一馬「増補」古活字版之研究）であり、蓬左文庫蔵「源平盛衰記」写本には「于時慶長十六年季冬下旬」（1611）の奥書がある。尾張地方への『源平盛衰記』の流布が慶長年間以前に遡る可能性は低い。

椋梨が耳にし書き留めた伝説は、本来「琵琶塚」（小場塚）の伝説であったとの考えを前項に述べた。ただし、三三付（びわ塚・おば塚（小場塚）を語る資料）に掲げた資料は、「犬著聞集」の影響があり、古い姿を留めているとは限らない。伝説の古形は不明であり、三・四にみたように異説もあり、師長との関わりをいうこと自体、本来的なものかどうかかわからない。議論は「犬著聞集」以降に絞るべきであろう。

その際、あらためて、我々が目にしうる伝説は女の入水と後に遺した歌とを不可欠の要素としていることに注意したい。とりわけ、伝説の悲劇的情調を決定づけているのは、この歌の存

在といつて過言ではないだろう。その意味で伝説の生成はこの歌の出現と軌を一にしているのであり、（小瀬甫庵作云）という佐分清円の所説もまた、現在にいたる師長琵琶島伝説の始源が近世初期にあることを示唆するものである。

3. 悲恋譚としての成長

『犬著聞集』以降の説は師長と在地の女性との悲恋譚として、種々の趣向を加え、発展していく。女性が遊君・遊女から土地の長の娘へ、と変貌していく様は三一で示したところである。以下は贅言であるが、岡田啓²⁹「小治田之真清水」（嘉永六1853序）卷三に次の記述がある。

又「一代要記」にも十一月十七日太政大臣出「花浴於尾張国出家とある如く、京都を出給ひてのち、廿日あまり過て剃髮ありし事明らか也。我此古記どもによりて名所図会のさし絵に「出家の形を画くべし」といひけれども、「坊主あたまにて琵琶ひき居たらむは甚見苦し、此公のおもてぶせなるべく、且衣服の模様・色合なども寛束なし」といふ人ありて有髪の姿に絵がけりし也。凡其頃長寿にして摂政関白太政大臣等に昇る程の人の、致仕の後、入道せられざるは甚まれなり。何ぞ此公ひとり出家を恥とし給はんや。又衣服品の事は「法体装束抄」「法中装束抄」等に「貴人入道の着用の衣袴は墨色の絹布」のよしするしたれば、さる色合にても然るべし。且又「兵範記」に、

「嘉応元年十月七日参内^ス。晩頭、太政入道被^レ参内、布衣白狩袴、例^リ袈裟^ヲ。別当宰相中将殿扈從云云」とあるは、入道清盛公、布のころもに白ばかり、袈裟かけて参内ありしよしなれば、彼是参考して法体の姿に画かせばやと我は思ひし也。『百人一首一夕話』に大石真虎が業平朝臣もとどりを人にきらられ、髪を延ばさんとて東国へ下行ありし姿を短髪に画がきたるは、其実をうしなはずめでたき一見識なり、と世に真虎を褒めつれど、業平朝臣の面伏^{おもひよ}なりとてそしるひとは更になかりしとぞ。

25 『尾張名所図会』（天保一五年⁸⁵刊）「師長公謫居の図」の師長は烏帽子姿の貴公子であるが、岡田が単独で撰述した『小治田之真清水』（嘉永六年⁸³序）の「入道師長公掃洛御免許家司等御迎に参上」図では、禿頭で袈裟をまとった中年の僧（顔に「ほうれい線」が描かれる）である。師長は史実では配流時四二歳。うら若き少女（『名古屋市史』風俗編の伝える説では「時に十五歳」）が禿頭の初老の僧に恋い焦がれるものか、とよけいな口を差し挟みたくもなるが、赤塚陸男「平安時代の四十歳は老いか」（『国語国文学研究』32、一九九七・二）は、現在の年齢感覚と変わらないという。ならば、年齢的には恋愛がありえなくはない、といえる。そもそも『小治田之真清水』以前にこうした詮索はされたことがなく、琵琶島伝説の師長は「都からの貴人」として、思い描かれていた。在地の女性と流浪の貴公子との一時的な恋は、女性の死をもって終わることが

多い。たとえば、『日本伝奇伝説大事典』（角川書店、一九八六）「浄瑠璃姫」（鳥居フミ子執筆）に次の記述がある。

愛知県岡崎市吹矢町（旧、明大寺村）の成就院裏の河岸の藪中に穴観音があり、浄瑠璃姫はこの穴にすみ、牛若との別離の情にたえず、菅生川に身を投じたという（『参河聡視録』『和漢三才図会』）。…また、青森市野内の貴船神社には、かつて浄瑠璃姫の廟所があり、義経を慕ってきた浄瑠璃姫がここで死去したと伝えられている。

御伽草子『御曹司島渡』の天女の死なども同様であり、師長琵琶島伝説もこうした伝承の型に則って発想されたものといえよう。

注

（一）孝道は治承三年当時一二歳。東京書籍『平家物語大事典』三七九頁中段の記述も同様の問題あり。同種の発言は、早くに渥美かをる「中世文学のなかの東海1 平家物語」（『中日新聞』、一九七六年一〇月五日）にもみられ、野村潔⁸⁶が疑念を呈している。

（二）河内祥輔『日本中世の朝廷・幕府体制』（吉川弘文館、二〇〇七、一六三頁）は、「清盛が基房を敵視するのは当然としても、なぜ師長にも強い敵意を向けたのか、その理由は判然としなない。」として、師長の妻が成親の娘であったことを

あげつつも、「それが原因かどうかは不明。」としている。延慶本は、師長が唐から届いた謎文を、平家を諷するものと読み解いたことを原因として語る。

(3) 井上敏幸(『京都市大物本稀書集成』第七巻解題。臨川書店、一九九六)は「天和四年に『古今犬著聞集』の写本が成立した時点において、一雪の手元には、その完成した清書本、つまり祖本『古今犬著聞集』(引用者注・現存の京大本・狩野文庫本の祖本)と、若年時より書き溜めてきたノート、いわゆる原『犬著聞集』の二つがあったのではあるまいか。」との想定を示している。また、一雪は、『古今犬著聞集』成立後も説話の収集・分類を続け、その作業が形を成したのが、晩年の著作『統著聞集』であり、『新著聞集』は、紀州藩士神谷養勇軒が『統著聞集』を再編し、刊行したものである、という。

『統著聞集』は全体の半分しか現存しておらず、勝蹟篇第六の母胎部分も確認できないため、試みに『新著聞集』と『犬著聞集』との共通語を比較すると、『犬著聞集』に説話採取当初の姿を留めると思われる記事(例、犬・三六話「加賀異風組」、新・一〇九)が多いが、逆の事例も存在する(例、犬・一〇七、新・一七二)。

『尾陽雜記』の原形が高須侯義行の下命によるもの、あるいは水野貞信の手になるものと仮定し、さらに、椋梨一雪が尾張藩在中(井上敏幸「688参照」)に俳諧を媒介とした、尾張藩

士との交流の中で、(編纂途上の)『尾陽雜記』に接し、その原形部分に含まれていた「土器野」と「讚談橋」を採録した、と仮定すれば、『新著聞集』の両話は、井上解題のいう「原『犬著聞集』」の姿をとどめる可能性がある。しかし、「堀尾銀助」という表記のあり方からも、『尾陽雜記』の両話が『新著聞集』に先行する可能性は考えられない。

(4) 「十六夜日記」尾張国部分は、「尾張国下戸(稲沢市下津の辺か)といふ駅」から「熱田の宮」参詣、「鳴海潟」を経て二村山(豊明市二村台辺の山)をたどっている。(一)内は岩波新大系「中世日記紀行集」脚注による。「下戸」と「熱田」との間の道筋は不明だが、土器野は直線では中間地点ではある。

(5) 資料により、歌句に小異あるが、『犬著聞集』の形が基本をなす。

4 「塩尻」「よつののをのしらべにかりてはつせ川しづみはてしと君につたへよ」

7 「尾張名勝地誌」「四の緒のしらべにかけし三つせ川しづみ果しと君にしらせよ」

22 「尾張八丈」「四つの緒のしらべにかけて三瀬川沈み果ぬと人につたへよ」

14 「張州府志」・31 「感興漫筆」「四の緒のしらべをかけて三瀬川沈み果ぬと君に伝へよ」

26 【金鱗九十九之塵】春日郡◇枇杷島村「四つの緒のしらべもかけて三つ瀬川沈み果しと君に伝へよ」

26 【金鱗九十九之塵】白菊の琵琶来由「四つの緒の調べもたえて三つ瀬川沈み果しと君に伝へよ」

28 【琵琶物語】「四つの緒のしらべも絶て三つ瀬川沈みはてぬと君につたへよ」

43 【市寸島社（小場塚弁財天）碑文】「四つの緒、しらべも絶えて三つ瀬川しずみ果てなんと君につたえよ」

21 【尾張名陽図会】「四つの緒のしらべにかけて三途川しづみはてしと君に伝へよ」

(6) 林薫「尾張藩の刑場について」(徳川林政史研究所研究紀要・昭和五二年度、一九七八・三)は「千本松原刑場が取除かれたのは、近隣の橋町ができた寛文四年頃とおほしく、五年にはいって、土器野刑場の整備も完了した、と推測されるのである。」と指摘する。

参考文献

榊泰純 1975 『平家物語』諸本に描かれた妙音院師長像―土佐流罪前後の説話―(『日本仏教芸能史研究』風間書房、一九八〇。初出一九七五・一一)
榊泰純 1978 『愛知県下の師長伝説』(『平家物語』と妙音院師長―尾張流罪前後の説話―)の付論。『日本仏教芸能史研究』。

初出一九七八・一一)

榊泰純 1980 『宮路山考』(『日本仏教芸能史研究』補説3、一九八〇・一一)

井上敏幸 1980 『棕梨一雪年譜稿』(近世文芸32、一九八〇・三)
磯水絵 1983 『琵琶秘曲伝授作法の成立と背景』(『説話と音楽伝承』和泉書院、二〇〇〇。初出一九八三・九)

野村潔 1986 『妙音院―藤原師長の人物と帰洛時期について―』(美豆保2、一九八六・三)

野村潔 1990 『妙音院(三)―槐陰堂・琵琶伝承・槐女考―』(美豆保6、一九九〇・五)

上村喜久子 1997 『院政の展開と尾張』(『新修名古屋市史第一巻』第七章第四節、一九九七・三)

清水真澄 2004 『音の信仰―妙音天をめぐる人と場―』(『音声表現思想史の基礎的研究』三弥井書店、二〇〇九。初出二〇〇四・三)

鬼頭勝之 2007 『琵琶物語…異説・藤原師長伝説』(名古屋…ブックシヨップマイタウン、二〇〇七)

資料一覽

(凡例)

・師長配流地関係(愛知郡本井戸田村・龍泉寺)、琵琶島関係(春日井郡琵琶島 枇杷島 村・清音寺、土器野新田村、小場塚新田村)を主として、熱田社関係(愛知郡熱田神社)、師

高・師平・師親塚（愛知郡井戸田村）、小袖塚（名古屋市小塚町）関係の資料も含めた。

これらの資料の存在の多くは、『名古屋市史』（風俗編伝説）等に言及されており、すでに知られているものであるが、成立年代の古い順に番号を付して整理した。榑1978が言及した資料は、39「愛知縣傳説集」の他は、3尾張名勝志、25尾張名所図会、28琵琶物語、清音寺蔵「松峯山薬師如来縁起」「白菊琵琶来山」(26「金鱗九十九之塵」巻八五所収。榑氏は清音寺蔵本を直接披見したか)のみである。

編著者、成立年に続け、閲読しやすいテキスト（活字本、複製本）を記す。活字本等が無い場合は、稿者が利用した写本を挙げた（鶴舞↓名古屋市図書館鶴舞中央館。蓬左↓蓬左文庫）。【】内は活字・複製本の請求記号（英数字のみは愛知教育大学）。

1 犬著聞集（古今犬著聞集）巻一〇…椋梨一雪著、天和四年1684序。活：「京都大学蔵大惣本稀書集成」第七巻。『仮名草子集成』第二八巻（東北大・狩野文庫蔵本）【913.5/A85/28】

2 旧説拾遺物語…井沢蟠龍（長秀）著、宝永六年1709刊。活：『仮名草子集成』第三〇巻【913.5/A85/30】

3 尾張名勝志*（海邦名勝志・佳境遊覧・張州名勝志）巻一～三…伊董（伊藤）随庸著、享保七序1722。写：鶴舞（市

13-53、市13-54）

4 塩尻：天野信景著、巻三三（宝永1704-1711）、巻七一（享保1716-信景没年1733）。活：日本随筆大成 第三期14、15【914.5/N77/3-14】【914.5/N77/3-15】

5 塩尻拾遺*巻四一…活：名古屋叢書第十八巻隨筆編（一）【A08/1/18】。日本隨筆大成第三期17【914.5/N77/3-17】

6 新続古事談*…井沢蟠龍（長秀）著、元文二刊1737。写：蓬左（248）

7 尾張名勝地誌*巻下…江戸中期成（尾張地名考「題言」に「尾張名勝地誌 二冊 享保・元文の比山本格安の作なり。

古歌によりて名所となりたるをおほく挙たり」という。享保・元文は1736-1741。鶴舞本奥書「寛延元辰六月 津田氏」。寛延元年は1748）。写：鶴舞（市13-54）

8 尾張海那濃利蘇和歌集 中巻…佐分清円（通称 右京・清田）編、延享二年1745跋。写：鶴舞（市7-20）。外題「尾張海那濃利曾和歌」一冊。「河才・28」は中巻欠

9 尾張国名蹟略志考…佐分清円著、延享二年1745。複：「名古屋温故会叢書」第六冊【鶴舞NA24/30】

10 新著聞集 勝蹟篇…神谷養勇軒編*、寛延二年1749刊。日本隨筆大成第二期5【914.5/N77/2-5】（*井上敏幸「椋梨一雪年譜稿」によれば、著者は椋梨であり、神谷養勇軒は編者）

11 尾陽雜記 巻七、九…本稿第一節参照。贍：尾陽雜記（尾三

郷土史料叢書第二編】[A24011]

12 尾張旧説*…山本格安編、寛延二年1749序。活：名古屋温故会叢書第一冊【鶴舞NA24/30】

13 張州志略*巻七、九…富梁堂吉兵衛*編。写：鶴舞(市13-145、市13-125)。

※張州府志解題に「…書肆富梁堂吉兵衛の如きは浩瀚なる張州志略を編するに至れり」とあり。富梁堂藤屋吉兵衛は、岸雅裕(尾張の書林と出版)(青裳堂、一九九九)「江戸時代尾州書林書肆別出版書目集覧」によれば、享保十一1721〜寛政六1794の刊行物が確認できる。「金鱗九十九之塵」名古屋叢書第六巻三九六頁「△府下書林始 元祖吉兵衛は、元禄十六年卒す。二代目吉兵衛隠居す。錦岳と号す。博学にして張州志略を著したり」。

14 張州府志…松平秀雲編、宝暦二年1752。活：愛知郷土資料叢書第19集「張州府志」(愛知県郷土資料刊行会1974。名古屋史談会大正二〜五年刊の複製)[A294/19]

※尾張藩最初の官撰地誌。

15 煙霞綺談*…西村白鳥輯、林自見校。林自見、明和七年1770序、安永二年1773刊。活：日本随筆大成第一期4 [914.5][N77/14]

16 尾張雜記…著者不明、明和〜安永頃1760〜1780。名古屋温故会叢書第二冊「尾張旧事記」1939.8【鶴舞NA24/30】

17 蓬州旧勝録…蛙面坊茶町(鈴木作助)編、安永八1799自序。写：鶴舞(市13-215)。複：ブックシヨップマイタウン発行1999 [A294-8]

18 張州雜志 卷八八、九二…内藤正参(内藤東甫。天明八年1788没)編、寛政元年1789赤林信定序。複：愛知県郷土資料刊行会(蓬左文庫蔵著者自筆本)の複製 [A24011/11-12]

19 尾張地名考*(尾張国地名考)第一冊…津田正生著、文化一三年1816成。活：尾張国地名考 [A294/4]

20 尾張徇行記…樋口好古(知足齋)著、寛政四1792〜文政五1822。名古屋府城志之部(名古屋叢書第九巻地理編4 [A08011/9])、愛知郡之部(名古屋叢書続編第四巻 [A08011/統4])、春日井郡之部(名古屋叢書続編第五巻 [A08011/統5])。

21 尾張名陽図会 卷三、七…高力種信著、文政年間(1818〜1828)。複：愛知郷土資料叢書第七集 [A295/6]。ブックシヨップマイタウン【鶴舞A294/14/2】※後者が鮮明。

22 尾張八丈*巻二…浄蓮舎輝彦、文政一〇1827序。活：「尾張旧事記」「尾張八丈」【鶴舞A24/30】

23 杖草*(桃廬隨筆)巻一六…朝岡正章著、文政一1819起筆、天保一〇1839成稿。活：名古屋叢書隨筆編六(細野要斎抄出本)。写：鶴舞(自筆稿本。別0A0-12「桃廬隨筆」)

24 尾張志…深田正韶撰、中尾義福・岡田啓編。天保一四1843

年成。活：歴史図書社【A294/311-101】

※張州府志に次ぐ、尾張藩の第二次官撰地誌。

25 尾張名所図会…岡田啓・野口道直選、小田切春江画。天保

一五年1844刊。後編は明治一三年刊。複：版本地誌大系17

【A294/2711-2】

26 金鱗九十九之慶 卷二五、八五、八六…桑山好之編、天保末

年1830～弘化1844-1848頃。活：名古屋叢書第7卷

【A08/17】。

27 尾陽視聽合紀* 卷九…著者不明。膳・尾陽視聽合紀

【A294/2/1w-10w】

28 琵琶物語*…弘化二年1845玉華堂刊。複・活：『琵琶物語

異説藤原師長伝説』（鬼頭勝之編ブックショップマイタウン

2007/05）【鶴舞A76/19】。榊泰純1978『枇杷島町史』にも

翻字あり。

29 小治田之眞清水* 卷三…岡田啓撰述、嘉永六1853序。複：

尾張名所図会附録（昭和五・八）【鶴舞A294/24/附】・吉

田悟郎【鶴舞A294/24/3】。

※市橋鐸『なごやの本』（文化財叢書29、1962/2）に「△こ

れはぎきに野口梅居、小田切春江などと共編した尾張名所図

会に、かずかずの不満をもっていた撰述者が、脱落をおぎな

い、訂誤をこころみようとして、独力でやったものである。

△だから前書の拾遺めいている点もあるので、尾張名所図会

増補とか付録とも呼ばれている」との解説あり。

30 小場塚弁財天縁起*…嘉永七年1854版行。活：『にしびの

文化財 第二集 神社・仏閣】【鶴舞A70/95/2】。

※清須市の文化財 (<http://www.city.kiyosu.aichi.jp/05kyoiku/bunkazai.html>) に左記の紹介記事と画像あり。

○小場塚こばづか弁財天縁起版木・小場塚氏子蔵 大きさ縦30・5

cm、横18cm（全五点）

説明・嘉永七年（1854）、市寸島神社（旧琵琶塚弁財天）の

再建に当たり、神社の由来を琵琶悲恋物語とともに記述し、

版行したものです。

明治十一年（1878）に市寸島神社となる以前は、弁財天社と

か市杵嶋姫命社（いちしまひめことしや）と称され、版

木は氏子の方々によって大切に保存され、現在に至っていま

す。

展示場所・展示はしていません。

31 感興漫筆*（律りつの滴たつ） 卷三…細野要斎編、「律の滴」と題

する膨大な随筆手録中の一部にあたるもの。卷三は安政六

年1859。活：名古屋叢書二十一巻随筆編（四）【A080/1/22】

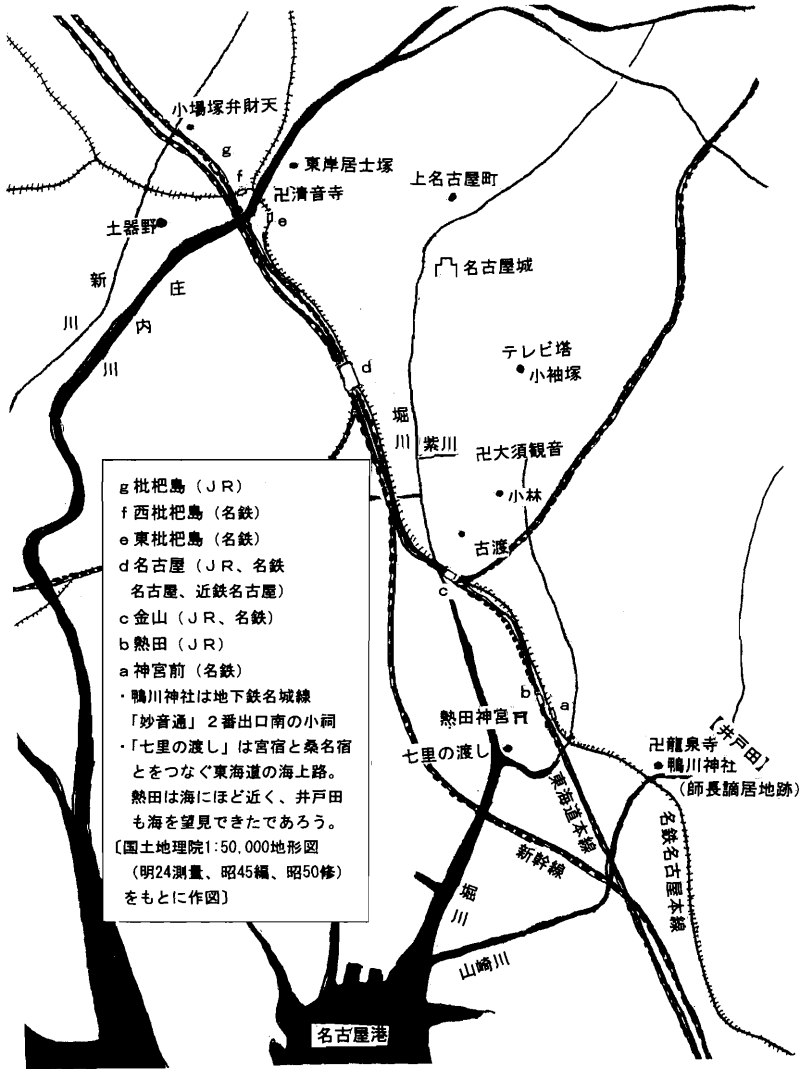
32 連城亭隨筆* 卷六…小寺玉晃著（別称：広路、古楽園嘉来、

珍文館、連城亭・等。明治一一年1878没。写：鶴舞（市2-

65）

33 市譜*…写：鶴舞（三冊）

- 34 尾張国愛知郡誌*…田中重策編輯、上下二編。下編明治三二年1889【A296/1/2W】
- 35 愛知県西春日井郡誌*…西春日井郡教育会編纂、明治四三年1910【A262/1/W】
- 36 名古屋市史 風俗編伝説…名古屋市役所著・発行、大正四年1915【A250/4/6J】
- 37 尾張国愛知郡誌…愛知郡役所編・発行、大正一二年1923【A263/1】
- 38 西春日井郡誌…愛知縣西春日井郡編輯・発行 大正一二年1923【A262/2】
- 39 愛知縣傳説集…愛知縣教育會編、郷土研究社発行、昭和一一年1937【A388|8】
- 40 校報堀田郷土史…梶野廣三郎編輯、堀田尋常小学校発行、昭和一三年1938【A252.3/2】
- 41 枇杷島町史…松本百三郎著・刊、昭和三〇年1955【鶴舞NA25/83】※西区のコナーに配架。
- 42 新編 愛知県伝説集「虹と黒潮」*…福田祥男著、竹内書店発行、昭和三四年1959【A388|3】(※【新編】愛知県伝説集】泰文堂、昭和三六年1961はこの改稿版。「琵琶塚弁天」の項は同じ。〔郷土のしらべ〕増補愛知県伝説集】泰文堂、昭和四九年1974の「琵琶塚弁天」の項には補記がある。)
- 43 市寸島社(小場塚弁天) 碑文 昭和四三年1978四月建立。
活：「にしびの文化財 第二集 神社・仏閣」【鶴舞NA70/95/2】(引用に際しては、実際の碑文を確認し、「にしびの文化財」翻字を補正した)
- 44 にしびの文化財 第三集 地名考*…西枇杷島町文化財調査委員会編、昭和六〇年1985【鶴舞NA70/95/3】
- 45 名古屋区史シリーズ⑦瑞穂区の歴史…山田寂雀著、瑞穂区郷土史跡研究会編、愛知県郷土資料刊行会刊。昭和六〇年1985【鶴舞NA25/261】
- 46 瑞穂区誌…瑞穂区制施行五〇周年記念事業実行委員会編、名古屋市瑞穂区役所発行、平成六年1994【A252.3|4】



付記

二〇〇〇年九月二十九日、愛知教育大学附属図書館和古書の蔵書印調査の過程（経緯は、愛知教育大学附属図書館HP「愛知教育大学附属図書館蔵書印覚書」に記した）で、愛知県立図書館蔵「尾張徇行記」に出会った。目的は蔵書印であったが、師長をはじめ、尾張の地に関わる各種の伝説を随所に記していることを知った。そこで、当時、卒業論文のテーマの相談を受けていた、指導学生の橋本麻美に、愛知教育大学附属図書館および名古屋市図書館鶴舞中央館の郷土史コーナーを中心に、尾張藩関係の地誌を調べることがを提案した。橋本は熱心に調査を行い、卒業論文「妙音院師長伝説考―愛知県下における伝説の展開―」（二〇〇二年一月一〇日提出）をまとめあげた。論構成は以下のとおり。

はじめに

第一章琵琶塚伝説の典拠／第一節「犬著聞集」を典拠に挙げる作品／第二節典拠が新たに判明したもの

第二章師長が残した形見をめぐる伝説の展開／第一節琵琶／第二節小袖／第三節守本尊弁財天／第四節守本尊薬師如來

第三章師長にゆかりのある女性編／第一節女の記述の変化／第二節女のその後／第三節女の詠んだ和歌の変化
おわりに

小稿は、今回あらたに資料を調査し（書名末尾に*を付した資料は新補）、別構想の下に整理・考察したものであるが、典拠を「犬著聞集」と示す資料の多くが、実際には「旧説拾遺物語」に拠っていることは、すでに橋本が指摘している。また、第三章第二節小袖の

このように、小袖塚の伝説はどれもみな一貫しておらず、伝説としては不安定である。これは、清須の村が名古屋へ移った、という歴史的な事実に伴って、伝説が本来の清須と新しい名古屋の地との間で揺れ動いた結果、生じたものだといえる。

というまとめも、すぐれた指摘である。ただし、小稿は、小袖塚そのものもともと名古屋にあり、これと師長琵琶島伝説とを結び付けた結果、伝承地を名古屋としては避けられない不都合を解消するために、最終的に発祥の地を清須に持つて行った、と考える。すなわち、都市は清洲から名古屋に移った（清須越し）が、小袖塚伝説は名古屋から清洲（清須）に移された、と考える。また、橋本は「尾陽雑記」を「犬著聞集」に先行する資料と判断し、論を進めた。「尾陽雑記」の扱については、本稿第二章で論じたところである。したがって、小稿の論述は、橋本とはまったく別の形をとっている。しかし、橋本の功績は貴重であり、以上の経緯をここに記しておく。